## 本日の会議に付した事件

令和4年第4回山元町議会定例会(第4日目) 令和4年12月7日(水)午前10時

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長(岩佐哲也君) ただいまから、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長(岩佐哲也君)日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、3番岩佐秀一君、 4番大和晴美君を指名します。

議 長(岩佐哲也君) 日程第2. 一般質問を行います。

一般質問の質問時間は、山元町議会先例94番により40分以内とし、同96番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理して通告外にわたらないよう注意してください。また、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

議 長(岩佐哲也君) それでは、3番岩佐秀一君の質問を許します。岩佐秀一君、登壇願います。 3番(岩佐秀一君) はい、議長。おはようございます。令和4年度第4回山元町議会定例会にお いて、大綱3件、細目6件の一般質問を行います。

年末を迎える中、国際情勢等により、原材料価格の上昇や円安の影響などにより、生活物資全般に価格が高騰し、子育て世帯や住民税非課税世帯、事業者を守るため迅速なご支援、大変感謝いたしております。町民は大変喜んでおると思います。しかし、まだまだ生活が厳しい現状であります。さらなる支援を早急に行うと同時に、県等々の経済対策の動向をよく踏まえ、物価高騰の影響を注視しつつ、必要な支援を期待いたします。

町長は議員のときから、坂元地区への子育て世代への定住促進のために、施策充実や保育所建設など、人口減少著しい区民にとっては、行政区の責任者として、企画責任を行う力をお持ちです。そのため、区民は大変期待しております。今後の充実、施策充実を望むところであります。

それでは、一般質問をいたします。

大綱1、公共遊休地の利活用について伺います。

山元町国土利用、土地利用基本計画方針において、今後の人口減少、少子高齢化を踏まえ、災害に強く、移住・定住を促すとともに、町土資源を有効に利用するとしている

が、以下の点について伺います。

1つ目、町有地において、移住・定住用地として利用可能と想定される場所は何か所 ぐらいあるのか。また、現時点で想定できる具体的な移住・定住用地計画案などは示せるのか。

2つ目です。人口減少が著しい坂元地区の改善策として、元坂元中学校跡地を移住・ 定住用地として積極的に活用する考えはないか。

大綱2、大規模区画整備事業における非農地等の活用について伺います。沿岸部の災害農地については、大規模区画整備も進み、順調に営農活動が進んでいるが、他方、点在している非農地の活用について伺います。

1つ目は、換地後の固定資産税を一定期間減免する考えはないか。

2つ目、夢いちごの郷近くにある、通称二番作道付近、昔の停車場線ですけども、付近の非農地約3.2~クタールの開発を促す考えはないか。

大綱3、農振地域の見直しについて。令和5年度中に換地作業が終了予定であること から、農地振興区域の見直しを早急に示してはどうか。

1つ目、大規模区画整備事業の換地後における農振地域の見直しは、いつから行うのか。

2つ目、山元町南インターチェンジ周辺の農振地域の見直しを実施し、開発を促す考えはないか。同地区は、新地町の工業団地に近いこと、また丸森・角田地区の工場に近いので、利活用に有効な地域であり、以上の点について質問いたしますので、誠意ある回答をお願いします。以上です。

議長(岩佐哲也君)町長橋元伸一君、登壇願います。

町 長(橋元伸一君)おはようございます。岩佐秀一議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、公共遊休地の利活用について2点お尋ねがありましたが、関連があります ので、一括してご回答いたします。

町有地のうち、普通財産として管理する主な未利用地については、元坂元中学校跡地、中央保育所跡地、坂元合同庁舎跡地、町民プール跡地など計6か所で、敷地面積については、全体で約3万3,000平方メートルあります。このうち、ご指摘のありました元坂元中学校跡地については、敷地面積が約1万6,000平方メートルあり、JR坂元駅や坂元支所などの公共的施設等に近く、地域の活性化を図る上で大変貴重な土地であると認識しております。

現状においては、いずれの用地も移住・定住用地計画案等は策定しておらず、お示しできるものはありませんが、元坂元中学校跡地については、人口減少が進む坂元地区の改善策の1つとしての利活用が期待できると考えられますので、地域の声なども踏まえながら方向づけを検討してまいります。

次に、大綱第2、大規模区画整備事業における非農地等の活用についての1点目、固定資産税の減免についてですが、現在整備を進めている東部地区整備事業区域内の固定資産税については、震災による影響を鑑み、平成23年度から地方税法に基づく課税減免をしておりましたが、平成27年度からは町条例に基づく減免措置を行ってきております。

ご指摘のありました換地後の非農地に係る固定資産税の減免については、換地業務の 終了をもって当該事業が完了することから、土地の利活用や収益性の有無にかかわらず、 賦課期日時点の地目や現況に応じて課税する必要があると考えております。なお、当該 区域の非農地に適用できる特例措置等はないため、これまで実施してきた固定資産税の 減免は終了する方向性としておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いい たします。

次に2点目、通称二番作道付近の非農地の開発を促す考えについてですが、東部地区農地整備事業を進めるに際しましては、農用地、非農用地ともに地権者自らが使用する土地を集積した自主利用地区域と、貸付けや売却を希望する土地を集積した集団利用地区域の2つに区分されます。ご指摘のありました非農用地は、このうち複数の地権者自らが使用する土地を集積した自主利用地区域であることから、一体的に開発を促すことは困難であると考えております。また、区域内には町有地も換地される計画でありますが、複数の筆に分散しており、かつ換地先や一筆ごとの面積からも、その利用形態は極めて限定的なものになると見込んでおります。

なお、当該区域は優良農地と接していることから、換地後は適正な維持管理に努めて まいりますが、先ほど申し上げましたとおり、地権者自らが利用する意思を持つ土地を 集積した区域であることから、現時点では開発を促すことは難しいと判断しております ので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、大綱第3、農振地域の見直しについて2点お尋ねがありましたが、関連がありますので、一括してご回答いたします。

県が指定する農業振興地域のうち、町が農業振興地域整備計画において定める農用地 区域、いわゆる農振農用地については、山元東部地区農地整備事業により整備した農用 地の区域内への編入と併せ、町内全域を見直すこととしております。なお、見直しの時 期については、山元東部地区の換地処分公告を経て、登記手続が完了した後になること から、全体の見直しは令和6年度から令和7年度にかけて行う予定であり、現在は丘通 りを中心に農地の現況を確認するなど、事前作業を進めているところであります。

また、ご指摘のありました山元南スマートインターチェンジ周辺の区域につきましては、国道6号や県道角田山元線に直結する交通利便性に恵まれた環境であることを踏まえ、現在見直す方向で作業を進めており、区域の見直しが完了次第、改めて土地の有効活用について検討してまいります。以上でございます。

- 議 長(岩佐哲也君) 3番岩佐秀一君の再質問を許します。
  - 3番(岩佐秀一君)はい、議長。それでは、再質問させていただきます。

大綱1のですね、公共遊休地の利用について、今回答ございました。一括で回答いた だきましたので、私も一括で質問させていただきます。

町有地で、移住・定住用地として再利用可能と想定される未利用地は、確かにですね、6か所、細かく言えば私が考えている数字より少なく挙がっていると思います。それはさておいてですね、現時点で集中してやっていきたいと思いますということはですね、まず移住・定住用地としてですね、有効と思われるのは、やっぱり上下水道が整備されていること、それから道路整備がされていること、当然ですね。駅から歩いて10分前後ということが1番希望することだと思いますので、ちょっと現時点での考えをお聞きいたします。

この回答の中でですね、この坂元中学校跡地に関してはですね、現時点では示せない という回答です。元坂元中学跡地はですね、あそこは震災以前からですね、遊休地とな ってます。確かにですね、ただ遊休地にしておくと、維持管理費ばかりかかってですね、 地区民としては、有効活用しない土地が十数年以上放置されている現状でありますので、 うわさ的にはいろんなことがありました。企業誘致とかですね、病院とかですね、そし て災害には災害公営住宅跡、使いましてですね。そんな中で、やはりですね、あそこは 移住・定住用地としては、割と日当たりもよくですね、地盤も割といいと思うんです。 だから、早急にですね、利用活用がですね、期待できるような土地でありますので、特 に地域住民のですね、要望もあそこにあります。したがいましてですね、人口減少が著 しい坂元地区のですね、改善策の一つとして、ぜひですね、積極的に進めていただけれ ばと思っているので、回答お願いします。

町 長(橋元伸一君)はい、議長。先ほどもですね、お答えしましたようにですね、坂元地区のことを考えたときにですね、やっぱり元坂元中跡地というのは、一番有効的にいろいろ使える場所ではないのかなというのは、私も認識もあります。ですので、今後ですね、どういう形で皆さんから、今議員からもありましたようにですね、工場誘致するとか、住宅分譲するとか、いろんな形ありますが、やはり駅に近いというところが1番だと思いますので、その辺を考えて、その地区のですね、人口を増やすといいますかね、そういう部分にうまく活用できればというふうには思っています。

ですから、その辺に関して今後ですね、先ほどあったように、何年間もずっと放置されてるということがありましたが、昨日もお答えしたようにですね、今後はですね、東部も含め、いろいろなところで、町で持っている町有地、農地、非農地含めまして、それの有効活用というのが1番やはり問題になってくるのかなというふうには思っていますので、そういうところを見極めてですね、まず坂元地区においては、元坂元中跡地もありますし、あそこの支所跡地もありますし、保育所の跡地とかいろいろあります。そういう部分を含めて、まちづくりに生かせるように考えていきたいと思います。

- 3番(岩佐秀一君)はい、議長。今、町長のですね、前向きな回答がございましたが、このですね、移住・定住用地と簡単に言いますけども、しからばですね、坂元地区に移住・定住用地として有効な土地があるのかといいますと、6号線から下は危険区域ってことでなっていて、住宅地用地としてはほぼ不可能でございます。したがいまして、今度山間部、上のほうにっていうとですね、ご存じのように遺跡関係で開発ができないのが状態であります。そういう現状の中で、やはりですね、一番手っ取り早いというか、簡単なんですけども、今町長が答えた元支所跡地とか、元坂元中学校跡地が大変有効な土地だと思いますので、やはりですね、こういう土地がありますよ、ぜひ皆さん、坂元地区に来てくださいっていうふうなですね、アピールができればですね、不動産会社、それから子育て世帯、移住したい人が、やはり関心を持つと思うんですよね。やっぱり関心を持たせる施策を積極的にやっぱり宣伝していかないと、なかなか待っていたんでは来ないと思いますので、その辺もですね、もう少し積極的にアピール、常磐線につり下げしたり、いろんなのありますけれども、その辺はどう考えているかご回答願います。
- 町 長 (橋元伸一君) はい、議長。すいません、議員、常磐線に何て最後に……、はい、ああ、広告ですね、はい、はい、はい、分かりました。はい。移住・定住での電車の中の広告ということですね、それを含めてということですね。

今おっしゃったように、計画をつくらないと、そこの部分のコマーシャルといいます か、宣伝ができないので、まずはできるだけ早い段階で、できるだけ早い段階って言っ ても、明日、明後日にできるわけではないんですが、私ずっと言ってるように、町全体をどのようにして、今後つながりを持って一つのまちをつくっていくか、形成していくかと。山元町自体ですね、山元町というか、これまでずっとコンパクトシティーのコンセプトの下でまちづくりをしてきましたが、町全体を見ても、私はそんなに大きい町だとは思っていないので、ですから既存の集落と新しい新市街地と、うまくつながりをつくって、一つのまちづくりをしていきたいというふうに思ってるんですが、そういう中で、やっぱり一つ一の各地区を見たときに、今後どのような形でまちづくりをしていったらいいのか、どうやって定住促進を進めていったらいいのかということを、先ほども言った町有地も含めてですね、計画をつくって、それで進めていければというふうに思います。

- 3番(岩佐秀一君)はい、議長。説明されていることは理解できます。最近、心配なことがちょっとあったので、ちょっとお聞きします。通告外か分からないんですけどもですね、移住・定住のですね、支援補助金は令和5年3月31日までとなっておりますですね。これは延長しない場合ですね、金銭的な支援がなくなったとしてもですね、今言っている公共遊休地ですね、それらを利用した現物支給みたいなのをですね、する検討をしてですね、移住・定住人口の確保に努める考えはございませんか。
- 町 長 (橋元伸一君) はい、議長。今の補助金もですね、一応期限をつけてますが、いろいろお金もかかることですので、ある程度の見込みを立てて予算を取って、まず期限をつけて、まずここまで、ここまでという形で、今回もですね、それを少し延ばしたという部分もあります。今議員のほうから言われたように、支援の在り方ってやっぱりいろいろあると思いますので、そこの部分も含めて、今後やっぱり検討して、きちっとやっぱりそのみんながこの町に来やすくなる、その地域に来やすくなる方法、方策、何が一番いいかというのを考えて、進めていきたいというふうには思っています。
- 議 長(岩佐哲也君) 秀一議員に申し上げますが、今は土地利用の件についての移住・定住でございますのでね、支援金は除くと。質問を続けてください。
  - 3番(岩佐秀一君)はい、議長。ご迷惑をおかけしますけども、それでは公共遊休地はですね、 地域住民の利便性の向上と、地域の活性化に寄与する利活用を進めると、土地利用計画 の基本方針に示されています。未利用地はですね、町民のために積極的に活用すべきで はないかと思います。以上、いかがでしょうか。
- 町 長 (橋元伸一君) はい、議長。先ほど答えたとおりで、議員がおっしゃるとおりだというふう に思います。
  - 3番(岩佐秀一君)はい、議長。それでは、大変いろんな面で回答いただきましたので、大綱2 の大規模区画整備事業における非農地の活用についてお伺いいたします。

換地後のですね、固定資産税を一定期間減免する考えはないかについての回答では、 先ほど換地業務の終了でもって同事業が完了することから、東部地区の非農地適用外だっていうことを回答受けています。確かに制度上はそのようになっておりますけども、 この区画整備、そして換地業務が年々遅れているのが現状です。ご存じのようにですね、 この事業に賛成とか、自分の営業関係をですね、想定したのは、ご存じのように、単純 に今10年かかってんですから、10年前の話で進めております。したがいまして、6 0歳の人は70歳になり、70歳の人は80歳になります。そんな関係ですね、本当に 利活用しなければですね、永遠に税負担が増えるわけですよね。ということは、あそこ は非農地、非農地はですね、ご存じのように農地と違いまして、税負担が場所によって違うんですけども、相当かかると思います。したがいまして、その土地所有者のですね、税負担を少しでもですね、減免する考えはないかお聞きしたいと思います。

町 長 (橋元伸一君) はい、議長。議員が重々理解といいますか、分かります。その換地が遅れて いるということに対してもですね、本当に申し訳ないというふうに思っております。

ただですね、同じ地区にある東部地区に編入されてない土地に関しましては、もう昨年度、令和3年から課税されているという部分もありますし、一応これまでの事業がですね、換地を終了するまでということで、その減免をするということで進めてきたこと、あとはですね、その農地と宅地で課税したり、しないって、それもおかしい話、いろいろとこちらでもですね、悩んで考えた末にですね、出した答えが、換地終了までは減免をずっと延長するが、その換地が終了した時点で課税をさせていただきたいというふうなところで進めておりますので、その辺はですね、何とかご理解をいただければというふうに考えております。

3番(岩佐秀一君)はい、議長。その辺は理解できますけどもですね、しかしこの件についてですね、町内をさっと回ると、最近見えるんですよね。非農地というのは、うんとこれ点在してるんですよね。そして、非農地、換地は進んでないんですけども、結構荒れております。現実の問題としてね。ただですね、やはり今も言ったとおり、その非農地というのは、税金が相当農地と比較して高いのですね。町民の中には、この非農地を所持している税負担がですね、本当に理解できていない可能性がありますですね。したがって、今後この高齢化に遅れている関係で、高齢化に伴って相続関係も出てきます。したがいましてですね、やはりこの所有者にある程度ですね、非農地っていうのは税金高いよっていうような、あと減免もないよっていうなのをですね、やはり周知させておかないと、後から大きな問題になると思います。だから、じわりじわりと換地作業が遅れている中で、できるだけ早くですね、周知することによって、換地された人も利活用を真剣に考えると思うんですよ。その辺の指導もですね、お願いしたいと思います。

続いてですね、回答は結構です。夢いちごの郷近くにですね、通称二番作道付近の非農地、3.2~クタールということでありますけども、この回答にも確かに今と一体なんですけども、自主利用区域のため開発は困難だと。地権者と相談してやんないと、進まないということでありますんですね。ただですね、町長も分かってると思うんですけども、亘理相馬線の道路が開通し、観光客が、すごい車が土日走ります。通過します。ですからですね、地権者と相談しながらですね、ぜひ町の指導力を、夢いちごの経営者とですね、一体になって交流人口拡大のためにですね、ぜひ観光農園として開発を検討してみてはいかがでしょうかと。

非農用地、農地と違うと言いますけども、ご存じのように非農地というと駐車場とかですね、トイレとか設備も必要になりますので、農地の場合とまた別個な、ありますので、その辺を一体として考えてですね、検討してみてはどうかと。ご回答お願いしたいと思います。

町 長(橋元伸一君)はい、議長。昨日の質問の中で、四番作道のかさ上げ道路の点なんかもいた だきましたが、私もですね、個人的にはですね、四番作道のかさ上げをすれば、その西 側、駅とその間、あの辺は何とか土地をですね、うまく利用できないかなというのは前々 から思っておりました。駅の東といってもですね、やっぱり駅前ですよね。今、駅、表 とか裏とかっていう表現しませんので、あの駅を造るときに、裏だの、表だのということがないように、たしか私は造ったのかなって思ってたので、そうすると坂元駅の東側、あの辺だって本当に駅に歩いたらすぐそばですから、何らかの形で土地を利用して、やっぱり定住促進なり、交流人口なり、そういうふうなところに活用できないかなと。ですから、戸花山と、中学校の山ですね、私ちょっと名前……、あそこの間ですね。ずっと中央保育所のほうまでずっと入り組んでますが、あの辺をうまく利用できないかなというのは前々から考えてますが、今回のいろいろ事業の中でですね、今の段階ですぐにできるという部分がないんですね。どうしても震災の復興計画の中で、国からの補助金とかをいただいて、その計画に沿って土地の整備とかも進めている部分もありますので、ただ諦めずに、こうだから何年縛りあるとかどうのってあると思うんですが、諦めずに何かできることがないかということは考えていきたいと思ってます。

ただ、1番大きなのは、今年度の初めにですね、新しい津波シミュレーションが発表されまして、今までにないぐらい、またその想定が大きくなってしまいました。本当はですね、危険区域といいますか、津波防災区域の部分に関しても、何とかこう全部じゃなくても、ある程度利用できるところは見直しをしたいと私思っていたんですが、あの発表があったもんですから、ちょっとですね、その辺も今検討するのに止まっている状態というところもあります。ですから、議員から指摘ありましたようにですね、あの辺、本当にもったいない土地が周りに残っていると私もすごく認識していますので、何とかならないか、今後ですね、本当の検討課題、大きな検討課題にはなると思っています。

3番(岩佐秀一君)はい、議長。今前向きな回答、大変期待しております。できるだけ早くですね、一つ一つ実行して、町の活性化、それから交流人口拡大に努めていただければと思います。

次に、最後のですね、大綱3、農振区域の見直しについてでございます。大規模区画整備事業の換地後におけるですね、農振区域の見直しについては、いつから行うのかとの質問に対して回答は、令和6年度から令和7年度にかけて行う。計画より1年から2年ほど遅れるという回答がございました。農振区域整備計画もですね、当然換地業務が遅れますので、遅れると思います。地域の開発が遅れると思われる、そんな中でですね、農振区域の見直し計画は、町内全域を見直すこととしているが、やはり全域を見直すとなると、大変な業務とかいろんなことが、いい悪いは別にしてですね、事務的、経費的かかると思いますので、ワンポイント的にですね、優先的な、この辺からできるだけやるよっていうようなニュアンスを持ってですね、その用地といたしまして、私はぜひですね、山元南インターチェンジ周辺ですね。あの辺の農振区域の見直しを先行してですね、周辺の土地開発を優先する考えはないかお聞きいたします。

町 長 (橋元伸一君) はい、議長。これもですね、南インターチェンジ、山元町にですね、震災後ですね、高速道路の乗り入れ口が2つも造っていただきました。坂元の南インターチェンジについてはですね、本当に周りの土地、有効活用をうまくできないかと。それも私は個人的には考えてます。ただ、やはりいろいろな規制がありましてね。ですから、先ほども言いましたが、周りについては一緒に全体を、まず復興事業というかですね、そこの部分が終わった時点で、全体をもう1回見直しをかけますので、その時点で一緒に農振を外してですね、違った形で有効活用できるのであればですね、土地の利用者の方たちにもですね、ご協力をいただいて、何か考えられればと、そういうふうな町にとっ

てプラスになるような方向性で使える土地は、地権者の方たちも多少迷惑をかけるよう にはなりますが、できるだけ協力をいただくような形を取って進められればというふう には考えております。

ただ、優先的にどこだけという、まだね、計画が、その見直しをかけてからやるつもりでいましたので、ここに今すぐ何かこういうことをしたいとか、こういうことを造りたいとか、いろんなことが想定されるんですが、具体的な部分というのがまだ出てきてませんので、部分、部分で優先的にここを先に、ここを先にというふうな計画は、まだこちらとしては持ってないというのが現状であります。

- 3番(岩佐秀一君)はい、議長。ぜひ期待しているんですけども、心配はですね、やっぱり少子高齢化が進んでいる当町に対してですね、やはり産業振興の観点からもですね、あの地区は大変有効な土地と私は見ております。現状を見ますと、すばらしいインターチェンジ、あんな大きな土地を使ったインターチェンジというのはないですよね、現実にですね。あれを有効活用すると同時に、最近心配なのは非農地ですけど、ぽつら、ぽつらと太陽光発電等が設置されてですね、開発に、悪いわけじゃないんですけども、開発に支障を来すような感じがしているわけですよね。というのは、同地区は観光として、近くにゴルフ場、それから先ほども言った新地工業団地が近い、そして丸森角田地区のですね、交通の要であると私は思っているのでですね、ぜひ行政力を持って前向きにですね、検討して、そして一つ一つ実行することを期待してですね、私の一般質問を終わります。回答は結構です。ありがとうございました。
- 議 長(岩佐哲也君)以上で3番岩佐秀一君の質問を終わります。
- 議 長(岩佐哲也君)続きまして、9番岩佐孝子君の質問を許します。岩佐孝子君、登壇願います。 9番(岩佐孝子君)はい、議長。おはようございます。9番岩佐孝子です。

東日本大震災から11年が経過した今年3月16日、またもや福島県沖を震源とした 大きな地震が我が町に甚大な被害をもたらし、多くのボランティアの方々が駆けつけて くださり、屋根などの修繕をしてくださいました。

毎日暗いニュースが報道される中、9月18日には山元夢いちごの郷で来場者200万人達成、そして先月26、27日には200万人達成の記念感謝フェアが開催され、多くの来場者でにぎわいました。

また、震災の復興を願うとともに、多くの方々からのご支援をいただいていることに感謝の気持ちを伝えたいと、2012年、小平区の皆さんが中心になって、手作りで始めてくれたコダナリエ、今年で11回目を迎えます。今年も10月から地域の方々だけではなくて、学生ボランティアや他市町村から足しげく通うボランティアの皆さんにより、手作りの温かい光が、また今週末10日から来月の7日まで、金曜日、土曜日、日曜日の週3日間ではありますが、夕方6時から8時まで点灯されます。うれしいニュースですね。また、テレビなんかでも報道されるようです。

タべも私は夜11時45分、NHKの夜ドラにくぎづけになりました。なぜでしょう。 震災から約1か月過ぎたときに東京から大学生が来てくれました。その大学生が脚本を 書き下ろしているんです。夜10時45分からの15分間のNHK夜ドラ「作りたい女 と食べたい女」の脚本家は、震災直後に19歳で山元町に来てくれた学生です。その彼 女は、沿岸部の泥かき作業や瓦礫撤去、そして掃除などに関わってくれました。10年 過ぎて、あのときのこの町の方々の温かさを改めて感じているようです。感じてるよっていうメール、電話が来ています。先日には、みそおにぎり、仙台みそでのみそおにぎりをおいしそうに頬張っているシーンがありました。この町で出会った人との温かい人柄や関わりを思い出して書いたそうです。

震災から11年が経過した今だからこそ、この町を思い出している方、そしてこの12年間ずっとこの町に寄り添い、通ってくださっている方々、復旧から復興、そして再生を応援してくださっている皆様に感謝とお礼の気持ちを込め、町民、私たちは、笑顔で暮らせるまちづくりを取り戻していかなければならないと思っております。

そこで、今回2件、6点について一般質問を行います。

まず1件目、安全・安心なまちづくりについてであります。近年、地震、大雨、土砂災害などの自然災害が増大しております。今年5月には県から新たな津波浸水想定が公表され、町では防災訓練を実施しました。今後、いつどこで発生するか分からない災害から命を守り、被害を最小限度とする施策が、対策が必要であることから、1点目、10月23日実施した総合防災訓練についてどのように評価し検証したのか。2点目、職員が行った防災訓練の実施についての評価、検証について。そして3点目、地域防災指導員の養成、活用については。4点目、今後の方針、対策について伺います。

2件目は、移住・定住事業で定住者が増加し、震災遺構中浜小学校や農水産物直売所には多くの方々が来場し、交流人口が増加しています。さらなる定住者の増加や交流人口の拡大を図るためにも、震災直後から多くのボランティアやインターン生として関わりを持っている方々の受入れをし、地域住民と協働したまちづくりを展開してはどうかという観点から、活気あふれる地域づくりについての1点目、地域ブランド、地場産品の開発、販売、PRなどの支援や、農林水産業へ従事、及び地域住民との協働や支援等を行う地域おこし協力隊を導入する考えはないか。2点目、各行政区での懇談会と併せて、事業推進していくため、役場職員と地域住民とのプロジェクトチームを設置する考えはないか、以上について一般質問を行います。

議長(岩佐哲也君)町長橋元伸一君、登壇願います。

町 長(橋元伸一君)はい、議長。岩佐孝子議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、安全・安心なまちづくりについての1点目、総合防災訓練の評価、検証についてですが、10月23日に実施した総合防災訓練では、津波避難文化の定着と、各種災害時に公助が機能するまでの自助、共助を目的に実施したものであります。この訓練では、沿岸部の行政区を対象とした車両利用による広域避難等で、主に役場駐車場への一極集中の緩和、及び国道6号交差点や指定緊急避難場所入り口での渋滞発生状況を確認したところ、国道6号の一部の交差点では信号間隔が短く、渋滞が発生する一つの要因であることが確認されました。

また、各行政区においては、避難訓練や安否確認等を実施しましたが、高齢者や避難行動要支援者の安否確認には、日頃から顔が見える関係が重要であることを再確認したなどの報告をいただいております。

なお、検証結果については現在取りまとめ中でありますが、訓練で見えた課題を共有し、災害発生に備え、常日頃からの心構えに加え、何としても命を守る行動を迅速に行うための訓練を繰り返し、町民の生命、財産を守るため、最善を尽くしてまいりたいと考えております。

次に2点目、職員の防災訓練の評価、検証についてですが、職員は勤務時間外に発生した場合を想定した登庁訓練から開始し、災害対策本部開設、避難所開設等、発災時の初動体制を確認することを目的として訓練を実施しました。訓練の結果、防災担当職員や各課の幹部職員等は20分後には登庁し、情報収集を行うなどの初動体制が取れることを確認しております。

また、職員は災害時初動マニュアルに基づき、災害の状況に応じて自動参集することになりますが、避難所開設完了までに訓練開始から最短でも30分は必要であったことから、速やかな避難所開設に向けた職員配置などを検討することとし、仮に勤務時間外に発生した場合、公助が機能するまでの間は、自助、共助による協力体制が重要となることを併せて確認しております。

なお、訓練の後半では、気象庁や国土交通省、陸上自衛隊などの協力を得て、最新の 気象情報や津波警報の仕組み、さらには災害時の活動状況等に関する研修会を開催し、 防災に対する知識を深めたところであります。

次に3点目、宮城県防災指導員の養成、活用についてですが、町では平成21年度から県防災指導員養成講習会を開催しており、これまでに約250人が受講し、県から防災指導員として認定を受けております。防災指導員は地域防災活動のリーダーとしての活躍が期待されていることから、来年度作成予定の行政区ごとの防災マップを作成する際、地区リーダー等として活躍していただきたいと考えております。

次に4点目、今後の方針対策についてですが、東日本大震災で甚大な被害を受けた我が町といたしましては、二度と同じ悲劇を繰り返さないために、震災の教訓を風化させないこと、及び町民一人一人の防災意識の向上に加え、職員の防災意識をさらに高めることなどが非常に重要だと認識しております。災害から命を守るためには、ハード面での防災対策では限界があることから、自助、共助などのソフト面に力を入れ、防災・減災への取組と、安全・安心なまちづくりに引き続き努めてまいります。

次に、大綱第2、活気あふれる地域づくりについての1点目、地域おこし協力隊を導入する考えについてですが、昨日の一般質問で竹内和彦議員にお答えいたしましたが、地域おこし協力隊の活用については、隊員等の地域への定住・定着、起業、事業継承、さらには雇用を生み出す奥行きの深い制度であると認識しております。この制度をうまく活用することで、新たな視点による地域ブランドや地場産品の開発販売PR等のほか、農業者等の担い手の確保、新たな魅力の発見など、地域の活力向上に幅広くつながり、地域に相乗効果をもたらす起爆剤になるものと捉えております。町といたしましては、今後、国の支援策等を他自治体の活用事例とともに研究し、地域おこし協力隊の活用と定着が図られるよう、引き続き検討を進めてまいります。

次に2点目、各行政区での懇談会と併せ、役場職員と地域住民とのプロジェクトチームを設置する考えについてですが、私は常々今後のまちづくりの方向性や地域が抱える諸課題の解決に当たって、町民の皆様からのご意見やニーズ等を的確に把握し、施策に反映することが、町政運営を行う上での基本であると考えております。先般も小学校の再編方針に対する町民の皆様からのご意見を直接伺うべく、町民懇談会を開催させていただき、忌憚のない率直なご意見を頂戴したところであり、今後も機会を捉えて、町民の皆様と意見交換ができるよう努めてまいりたいと考えているところであります。

また、地域住民とのプロジェクトチームの設置については、特定の事業や計画等を検

討するため、関係する町民の皆様や団体役員の方などに、町のプロジェクトチームに参加いただく形は、既に幾つかの分野で行ってきております。しかしながら、今後全国的に人口減少が進んでいくことを見据えると、これまで以上に行政と地域住民の連携を強化していくことが必要であると感じております。このため町といたしましては、現行の職員体制や業務量等を勘案し、官民で組織するプロジェクトチームが必要と判断される場合は、その時々で設置の可能性をしっかりと見極めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長(岩佐哲也君) ここで暫時休憩とします。再開は11時5分、11時5分再開です。暫時休 憩。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再 開

- 議長(岩佐哲也君)再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。
- 議長(岩佐哲也君)9番岩佐孝子君の再質問を許します。
  - 9番(岩佐孝子君) それでは、1件目の1点目、総合防災訓練についての関係ですが、訓練への参加者は約1,800人でした。特に沿岸部の方々の参加者が多かったのではないかというふうに思われるんですが、その辺の1,800人っていうのはどんなふうに、参加率はどのように捉えておりましたでしょうか。
- 町 長(橋元伸一君)はい、議長。1,800人が多いか少ないかというところもありますが、コロナ禍ということもあって、各地区に声をかけて参加をいただくようにお願いをして、今回ですね、このような形になったという部分もありますので、一概にですね、ただ人口割から見て、町全体での避難訓練ということでやっていますので、今回はですね、もう地震による津波、それから大雨とか台風に関する大雨の土砂災害なり何なり、そういう全ての災害を1回に、1度に想定した形での避難訓練ということで、初めてやったわけですけれども、一番はうまくいくかとかではなくて、逆にですね、欠点をといいますか、そういうふうな問題点を洗い出すためにやった部分も大きかったという部分ありますので、それに対して人数がですね、1,800名で多かったかどうか、それに関しては今その問題点といいますかね、そういう部分を今洗い出してる、まとめてる最中ですので、その結果を見てどうだったのかなというふうには考えております。
  - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。今回の訓練で非常によかったと思われる部分が、協力企業ですね、企業から協力をしていただいて、岩機ダイカストさんの小平、そして坂元工場へ避難することができましたね。そこで、特に花釜、牛橋地区、前回の東日本ですと山下中学校、そして中央公民館に集中していました。それが分散されたのかなというふうに思われるんですが、その目的はクリアされたと思うのですが、その辺の受け止めはどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。
- 町 長(橋元伸一君)はい、議長。まず、1次避難所といいますか、取りあえずですね、逃げると。 今質問いただいた部分は沿岸部の津波に対しての避難の認知というところだと思うんで すが、一部ですね、牛橋でですね、通常であれば真っすぐ6号線、大平地区に真っすぐ ですね、抜けれるはずの道路が工事していまして、そこがちょっと使えないというとこ

ろで、国道6号に延びるあそこは国体道路と言われる部分ですね。あそこのとこを利用して避難する形を取っていただいたんですが、逆にですね、今回そこを使ってやったことによって、先ほども言ったんですが、ちょっとやっぱり信号の間隔が短くて、ちょっと渋滞するとか、そういう部分の洗い出しもできましたので、岩機ダイカストさんの好意によって、避難所2か所、1次避難所ということでの指定させていただいて訓練できましたが、そこについては何ていうんすかね、取りあえず1次避難で、結局建物がないもんですから、その後やっぱりどっかには、2次避難所ということでね、しなくてはいけないんですが、その点に関してはスムーズに、その6号線さえクリア、信号機のことがクリアできれば、ほぼスムーズにいったのかなというふうには思っています。

- 9番(岩佐孝子君)はい、議長。今までも車での避難のときに、何回となく避難訓練をしていて、 出ていた課題だったと私は思うんですね。そのように記憶してるんです。その辺につい ての工夫とか今回した部分はあったんでしょうか。もしよければ担当の方、担当のほう から回答していただいても結構ですが。
- 町 長(橋元伸一君)はい、議長。詳細については担当課のほうからお答えさせていただきます。 総務課長(大橋邦夫君)はい、議長。車避難についての工夫という観点での質問だったかと思うんですけども、つばめの杜に関しては、まず車を使わずに徒歩での避難という形で、車を使わない避難を呼びかけました。車の渋滞を緩和するという目的かと思います。そのほかについては、先ほど町長からもお話があったように、特に花釜、牛橋の方については、小平の岩機ダイカストのほうに避難するという形で、こちらは車での避難を想定してということで、こちら事前に行政区の区長、副区長と打合せをしながらということで、特に車に関しての事前の打合せという観点では、つばめの杜の方と、花釜、牛橋の方という形での事前での協力というか、打合せはそのような形かと考えております。
  - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。やはり6号線の横断っていうとこが非常にキーポイントになるんではないかなというふうに思いますので、その辺について、やはり行政区なりの人たちの意識はもちろんですが、町としてもどういうふうにしていったらいいのか、今回はですね、信号の時間もありましたし、山、土砂崩れとか、そういう部分での訓練もあったので、丘通りの方は丘通りでの避難、そして沿岸部は沿岸部から山通りっていうか、丘通りへ避難ということがあったんですが、やっぱりそれぞれの訓練をしてですね、1年に1回だけではなくて、津波の日を中心にするんであれば、津波訓練、あとは土砂、6月12日であれば、その辺の地震の、普通のというようなことでの訓練を何回となく続けていく必要があると思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。
- 町 長 (橋元伸一君) はい、議長。議員のおっしゃるとおりですね、私もですね、今回1日でというか、1回で全ての災害が、大きい災害が来たときということで、町全体での訓練を総合訓練ということで実施いたしましたが、やっぱり今言ったようにですね、津波なら津波に対する沿岸部の防災訓練と、あとやっぱり大雨だったり、地震っていうのは津波だけでなくてね、全体にも影響するんですけれども、やっぱり年に1回と言わずですね、2回ぐらい、2回とか3回分けて避難訓練をして、それでそれぞれのですね、やはり状況の洗い出しっていうのが必要かなと思いました。やはり何でもそうなんですが、体で覚えるというのが1番だと思うんです、頭でなくてね。ですから、何かあったらすぐ逃げると、すぐに避難するという、やっぱりそのくせをつけるという表現はおかしいんですけどもね。避難して、何事もなかったら、それでよかったと思えるようなですね、だ

から多分大丈夫だべっていうことでね、大丈夫だろうということで避難しないでとか、 そういうことにならないような状況をつくりたいというのが1番の目的ですので、やは り何回かに分けて、それで今後のそれぞれの問題点というのを洗い出すのも一つだなと いうふうには考えております。

9番(岩佐孝子君)はい、議長。そうですね、体を持って覚えるというのは非常に大きなことだと思います。だからこそ学校では、学校、保育所、幼稚園なんかでも、常に1か月に1回ですか、訓練をしているっていう、体で小さいときから覚えるっていうのは、非常に大事なことではないかなというふうに思います。

そして、今回約21団体の方々の協力を得ながら実施したわけなんですが、それぞれの役割分担については、まだ検証してないと思うんですが、その辺についてもですね、きちっと検証していただいて、2011年3月のような事態に陥らないように、きちっとそれぞれが動けるような感じで、何度となく訓練をしていく、重ねていく必要があるということを訴えておきたいと思います。

今回は職員の防災訓練、この庁舎ができてから初めてではなかったかと私は思うんですが、今まではですね、中央公民館とかひだまりホール、おもだか館、保育所、そして遺構中浜小学校では随時避難訓練を実施しておりました。それでもですね、今までは、庁舎内では仕事が忙しいということを理由に避難訓練は実施されておりませんでした。でも、今回時間外っていうことを想定しながらしていただいたことに、非常に私は、これがやっぱり職員の命を守るという、自分の意識向上にもつながるものだなというふうに思っております。

そこでですね、今回の検証したやつを見せていただきました。そうしたら、私はこの 庁舎を建てるときから非常に懸念していた部分なんですけども、消防法はクリアしてい るものの、高齢者、歩行困難者なんかがですね、避難誘導する際に、エレベーターも狭 くて、救急用のストレッチャーも利用できない状況ですよね。階段、私足が長いもんだ から、どれぐらいあるのかなと思って測ったら、ほとんどのところは15センチから1 8センチぐらいまでなんですが、ここは20センチあるんですよ。高齢者の方、歩くの に、はかはかになってきています。そういうことから考えると、避難をして急いでる場 合ですね、なかなかそれを使えないんではないかというふうなことからですね、ぜひ2 階から外側へすぐ避難できるような避難用のはしごや、まあ、お金かかりますね、しよ うがない。人の命を守るためですので、そのはしごとか、滑り台なんかの設置は考えて いるのか。必要だと思うんですが、その辺はどのように考えていらっしゃいますでしょ うか。

町 長(橋元伸一君)はい、議長。今のは、多分外にはしごとか、結局避難階段がないということですよね。たしか過去にも、過去にもといいますかね、建物、この庁舎を建てるときに、たしか議会からもそういうふうなことが言われてたかなあと私も思うんですね、避難階段をというのは。でも、そのときに設計の中で、先ほど議員もおっしゃったようにですね、消防法なり何なりそういう中で、消防署とかとも相談した上で、今庁舎には3か所ですかね、階段があるのですね。このすぐ下の真ん中に1つと、あと西側ですか、西側に1つと、北側に1つというところで、避難については大丈夫だろうということで、何か避難階段はつけてないみたいなんですが、私もその辺はちょっとですね、やはり本当に何が起こるか分からないというのが現状。造ったときには、多分そこまで想定しなか

ったと思うんですけども、これからは何が起きるか分からないという部分も考えていかなくてはいけないと思いますので、その辺は本当に今後の課題として捉えてですね、避難階段なり何なり、本当にやっぱりここの2階というのがですね、普通の2階より少し高いんですよね。ですから、飛び降りるわけにもいきませんので、ですからその辺はちょっと検討していかなくてはいけないかなというふうには思います。階段の件に関しましてはですね、今すぐにちょっとなかなか対応できないので、先ほど議員がおっしゃいましたが、外でなくて、階段のところ滑り台で滑るようにっていうかね、何か考えなくてはなあというふうに思いますが、私もそこまでは分かりませんでした。1段が20センチあるとかね、そこまでちょっと私の中にも意識がなかったので、ただ言われるようにちょっと急だし、一つ一つの段の幅もそんなに、うんと広いわけでもない。基準の中で造ったものだと思いますので、その辺も検討かなというふうには感じております。

- 9番(岩佐孝子君)はい、議長。財政的なものだから、すぐにっていうふうにはできないと思いますけども、命を守るためです。職員はもちろん、ここに来庁なさっている町民の方々、お客様方を、より安全に誘導するという意味では、やっぱり1日でも早くですね、設置すべきというふうに考えておりますので、だってここね、十何億、20億近く建ててもこんなふうなんだから、地震なると天井は壊れてくるし、いざとなったら避難できますよって、自信を持って回答なされたんですけども、以前は、でもやっぱりやってみて初めて分かったことじゃないですか、だから。今回、これを機会にですね、やっぱり参加職員は何人だったか、ちょっと私確認してませんでしたけれども、参加職員、やはり多くの参加を望むっていうことで、今回は何人くらい参加していただいたんでしょうか。もし分かれば担当のほうからでも結構です。
- 企画財政課長(佐山 学君)はい、議長。今回は、職員が外に出るという訓練を主眼にしたものではなくて、けが人が発生したということで、外に搬出、職員がするという訓練を行っております。そこに関わる人数については、おおむね10名ということになります。以上です。
  - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。内部でのっていうふうなことではありましたけれども、実際議会中にですね、1人庁舎内で倒れられて、すぐに救急搬送された方がおりました。そのときにも私は感じたんですけど、やはり階段なり、そういうときの対応の仕方を職員全員がですね、共通理解を持つような意識を持っていただけるような訓練をしていただきたいと思うんですが、その辺についても今後またやっていくというふうな回答がありましたけれども、その辺はどんな形で進めていくのか。もしちょっと頭の中にあることがあれば。
- 町 長 (橋元伸一君) はい、議長。それもですね、担当課のほうから、その辺の詳しいことに対して回答させていただきます。
- 企画財政課長(佐山 学君)はい、議長。庁舎の訓練ということで限って話をさせていただきますと、今回は小さい形での訓練でしたが、回数を重ねるといろんな視点、観点から、訓練の内容を工夫して重ねていく、その積み重ねが非常に大事だというふうに思っています。その訓練の根拠は、公共施設には消防計画というものを定める義務がありますので、そちらに基づいて創意工夫をしていきたいというふうに考えております。以上です。
  - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。今までには聞かれなかった前向きの回答いただきましたことに、 非常にこれからの期待を感じることができます。

それではですね、3点目、職員はもちろんなんですが、地域では地域防災指導員の養成が行われております。そこでですね、平成21年度から約250人程度の有資格者がいるということなんですが、どういう方々が取得なさっているのか、確認させてください。

町 長(橋元伸一君)はい、議長。これも担当課のほうから説明させていただきます。

- 総務課長(大橋邦夫君)はい、議長。特に集計取ってるわけではないんですけども、各行政区のほうで、主に役員をやってる方が多いかなという印象を持っております。以上でございます。
  - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。この防災指導員、職員は約10名くらいだそうですね。なので、 やはり行政区の方々、二百二、三十人ということであればですね、職員はもちろんなん ですが、各企業なんかへもやっぱし防災意識を高めていただくというふうな意味合いか らすれば、もっと広報すべきではないかと思うんですが、その辺についてはどのように お考えでここまで来たのか、その辺も確認させてください。
- 町 長(橋元伸一君)はい、議長。防災指導員のですね、資格に関してはですね、やはり知識を持った方が1人でも多くいればですね、その分災害が起こったときにですね、周りを助けていただけるといいますかね、自助、共助の部分ですごく役に立つといいますかですね、助けていただけるという部分がありますので、町としましてもですね、その辺は広報して、1人でも多くそういうふうな知識を身につけていただければというふうに感じております。
  - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。先ほどの回答の中には、地区リーダーとして、次年度予定のですね、防災マップ作成時に活躍を期待しているというふうなことが書いてあったんですが、もっと大きな役割もあると思うんですね。防災マップを通しながらっていうことがあるんですけれども、その防災指導員の活用については、どのように考えて養成してきているのか、その辺について伺いたいと思います。
- 町 長(橋元伸一君)はい、議長。先ほど言ったようにですね、まず地区からの方が多いということで、まず地区でそういう方を増やしていただいてといいますか、多分勉強して、その役に立とうというふうに思って、多分その方たちっていうのは資格を取っていただいているのかなと思いますので、先ほども言いましたように、資格を取って、どこで役に立つかといいますと、やっぱりその災害。災害はないほうがいいんですけどね、ですからいざというときのための防災士ですので、そういうときの知識を身につけるというところで、そこの部分での対応になるのかなというふうに、対応というか、防災士としてのですね、何がしたくてということではなく、皆さんに防災の大事さを伝えたいと、伝えていただくというところがあるのかなというふうに思います。
  - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。今お話を聞いてますと、やっぱり各行政区でも役職を持ってる 方なんですね。なので、そういう方々はもちろんなんですが、これからはですね、非常 に動ける、ここで言えば高校はないので、最低でも中学生なんか、中学生とか小学校高 学年でもいいと思うんです。そういう方々も受講、そして養成していくふうな考えはな いのか、その辺についてもお尋ねしたいと思います。
- 町 長 (橋元伸一君) はい、議長。人のためだけではなくて、自分のため、家族のためということ もありますので、年齢を問わずにそういう知識をですね、身につけていただけるという のは、すごくいいことだと思います。

- 9番(岩佐孝子君)はい、議長。やはり1人でも多くの人たちが意識を高めながら、自分の命は自分で守る、そして地域の人たちの命を守るというようなことを心がけていくためにもですね、実はですね、防災訓練として、防災士ですね、防災指導員ではなくて、防災士を依頼しながら、いろんな研修会なんかも行ってるんですが、山元町には約十数名の有資格者がおります。現在、その中で約10名がですね、遺構中浜小学校で語りべを中心とした活動を行っているわけなんですが、よりレベルアップを図るためにもですね、多くの方々に防災士の養成講座ではなくて、防災士だとお金がかかるんです。来年度からは、仙台大学、今までだとこの辺だと福祉大だけだったんですけども、仙台大学でもやるように私は聞いてるんですね。もしそういうところでできるとすれば、防災士資格取得に研修費の負担の一部なんかは考えられないのかなっていうことも、ちょっとお尋ねしたいと思います。
- 町 長(橋元伸一君)はい、議長。確かにですね、防災士の資格を取るのにですね、場所にもよる んですが、そんな安くない、やっぱり受講料というのがかかるようになってますので、 先ほども言いましたように、自分を守る、あと周りを助けたりとかですね、そういうこ ともあって、知識を身につけるということは大事なことなので、その辺に関してはです ね、今後の課題かなというふうに考えます。
  - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。やまもと語りべの会では、現在10代が2人、そして20代は 6人になりました。中学校、高校のときに資格を取得してはいたものの、社会人になっ てというようなところで、語りべの会で助成をしながら、補助金を出しながらですね、 若い人たちを育てていくというふうな方向性を打ち出しておりますので、町とともにで すね、そういうふうな防災意識を高めていけたらいいのかなというふうな思いから、今 質問をさせていただいております。というのはね、中浜小学校、あそこ海から400メ ーターしか離れてないんです。そして、いろんな方々が視察に見えます。そのときに、 速やかな訓練はもちろんしているからなんですけども、速やかな対応が、やはり防災士 という資格を有していることで意識が違うんですね。先日も山元中学校の3年生が来て 防災訓練もしました。5分足らずで、3階、屋上にいた生徒、そして外でいた人たちも ですね、5分以内くらい、5分ちょっとでバスに乗ってすぐ移動できたんですよ。だか ら、そのときの対応っていうのは、私見ていて、なるほどこれは日頃の訓練も打合せと かもあるんだけども、日頃からの訓練が大事だなって、そしてまして防災士で受けてき た研修とか、実際やってきたことを考えると、その指導員だけではなくて、そのレベル アップを図りながらっていうようなことで考えたなら、ぜひ必要ではないかということ で提言しておきます。

4点目です。今後の方針と対策なんですけれども、各行政区などからいただいた反省 点や意見をというふうなことだったんですが、いつ頃までこの検証は終わる見込みなん でしょうか。

町 長 (橋元伸一君) はい、議長。この件に関しては担当課のほうから回答させていただきます。 総務課長 (大橋邦夫君) はい、議長。各行政区や職員に対してアンケートを、振り返るアンケート を取っておりましたので、アンケートは取り終わりましたので、あとは部門ごととかに まとめるだけかなと思いますので、いつまでというよりも早急に今やってる最中ですの で、早急に結果を示せるようにしたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

9番(岩佐孝子君)はい、議長。災害はいつ起こるか分かりません。各行政区、そして職員から

出していただいたものを速やかにまとめ、そして分析し、フィードバックしながら、それぞれの人たちの意識を高めるっていう意味では、非常に私は大事なことだと思うんです。1日でも早い分析、そして検証をすべきということを訴えておきたいと思います。

そしてですね、今回私見てて感じたのは、多分担当職員は一生懸命考えて計画したものだと思っています。計画し、実施したものだと感じてはおりますけれども、もう少しですね、自分たちだけではなくて、行政区とか、消防団とか、防災士、防災指導員、そういうあとは学校関係ですね、子供たちの参加が非常に少なかったです。私が見て歩いたところでは。なので、学校関係者の方々と企画の段階からですね、やはり綿密な打合せなんかも必要なのではないかと思うんですが、その辺はいかがだったんでしょうか、今年度については、

- 町 長 (橋元伸一君) はい、議長。子供に関しては、多分といいますか、やってたと思うんですけれども、担当課のほうから、これも説明させます。
- 総務課長(大橋邦夫君)はい、議長。子供の参加が少なかったということで、事前の打合せについてなんですけども、町長の答弁の中にもありましたけども、今年度新型コロナウイルスの関係で学校が急に休みになったりということで、この防災訓練の当日を登校日とすることは、非常に今後の授業のスケジュールで厳しいということを事前の打合せの段階で聞いておりましたので、登校日にすることではなくて、積極的に参加していただきたいという要望だけで、登校日にはしないということで、事前にですね、打合せは済んで、その辺は事前に区の方にもお話をしておいたところでございます。以上です。
  - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。集まらなくても、自宅でできるような防災訓練の仕方もあるわけですよね。そういうこともやっぱり考えながらやっていく必要があると思うんですが、今後ぜひそういうことも計画をしていただきたいと。それは、やはり防災担当である総務課はそうなんですけども、学校で学校教育とかになると教育委員会も関係してきますので、関係団体とですね、常に連携を保ちながらやっていただくことを求めておきます。

「おはよう」「行ってらっしゃい」、そう言っていたのに「お帰り」って言うことがで きなくなったあの3月11日、東日本大震災で犠牲になられた637名の方々、避難誘 導した区長、民生委員、消防団の方々、そして町民の命を救うため、沿岸部で広報活動 をしていて犠牲になられた職員、指示をした上司、生還はしたものの自分だけが生きて てよかったのか自問自答し、自分自身を責め続けて傷ついている方々がおります。先ほ どもありました。二度とあのような悲惨な災害は避けたいと思います。でも、忘れたく ても、忘れないでほしいんです。一生懸命働いている職員のこと、家族のこと、生き抜 いている人たちのこと。二度と同じ悲劇を繰り返さないためにも、災害が発生したら、 まず避難。避難するという避難文化を確立して、町民一人一人が安全・安心できるまち づくりを目指すべきだと私は思っています。一生懸命頑張っていたのに、それでも傷つ いている人たちがいるんです。一緒に働いていた人たちの中にもいました。無我夢中で 働いていて、「休んだら」と言ったら、「休んだら自分自身を見失ってしまうかもしれな い」って言う方もおりました。それを押し殺しながら、今まで頑張ってきてくれている 職員に感謝と、傷ついた心をみんなで少しずつ癒やしていけることができたらなという ふうに思っております。そのためにも防災訓練は必要なんです。訓練は大事です。そう いうことを訴えて、次の部分に入りたいと思います。

次にですね、活気あふれる地域づくりです。

まずは1点目、地域おこし協力隊の方を導入する考えはないかということでお伺いするものですけれども、令和2年度の取り組み方をどのように評価、検証しているのかということでお尋ねしますが、我が町では令和2年度に1人の地域おこし協力隊員を委嘱しました。でも、あのときには体制の未整備により、昨年度、今年度は募集もせずに現在に至っておりますけれども、昨日の回答では、来年度は、来年度以降かな、受け入れるというふうに私は受け止めたんですが、そのように受け止めてよろしいでしょうか。

- 町 長 (橋元伸一君) はい、議長。地域おこし協力隊については、前向きにですね、本当に来年度 からというか、来ていただけるのであれば、そういうふうに何とかできればというふう な形では今考えております。
  - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。前回はですね、1年だけということで、体制が未整備だったんではないかと思われるんですね。受入れ体制は万全にですね、していただきたいと思うんですが、その辺についても考えていらっしゃるんでしょうか。
- 町 長(橋元伸一君)はい、議長。昨日もですね、お答えしたんですが、ただ来てくれと言ってですね、前回の二の舞になったんでは困りますので、こちらのほうの体制も整えて、それで同じ方向にちゃんと迎える形で、どのようなことを町で望んでいるのかということと、その協力隊に参加してくれる方の考え方、気持ちがですね、一つになるような形でないとうまくいかないと思いますので、その辺をちゃんとこちらで体制を整えてからきちっとした形で募集をしたいというふうに思っております。
  - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。この町にはですね、震災からずっと、先ほども話をしましたけども、小平ではコダナリエ、そして沿岸部である普門寺を中心にしながら、学生ボランティアさんが毎月ですね、毎月というか毎週のように来てくださっております。そして、卒業してもですね、インターン生としていらしたり、あとは若者たちで始まったはじまるしぇとか、子どもも大人もみんなで遊び隊とか、種まき会議などのスタッフなんかとして足しげく通ってくださってる方々がいらっしゃるんです。ここで何かないのかなっていう話がありますので、交流人口から関係人口、そして移住・定住というふうなことにつなげていけるものだと私は信じているんです。そういうことからしてですね、ぜひ前向きに、そしてこういう足を運んでる方々をまずはターゲットにしながら、ターゲットにと言ったら大変申し訳ないんですけど、そういう方々に協力をいただきながらというふうな考えはいかがでしょうか。
- 町 長 (橋元伸一君) はい、議長。その辺に関しましてもですね、私も同感でして、私も震災間もなくからですね、若い方たちが泥だらけになってボランティア活動をしていただいてるのを見てますし、10年たった今でもですね、本当に学生だった子が子供を連れてきたりとか、そういう部分も見させていただいています。そういう方たちが、やっぱりここが好きで、ちょっと時間が間あったけれども、久しぶりに来てみましたと言って来てくれたり、あとはそうやってここを気に入ってくれた方たちが1人、2人、1人の人からまた2人に、そうやって新たな方たちを連れて来ていただけるという部分もありますので、その部分に関してはですね、積極的に今後そういう若い人たちの力、考え方というのを町としてもですね、助けていただけるというかね、支援していただいて、力を借りながらやっていければというふうには思います。まちづくりは本当に何十年先を見据えたまちづくりですので、やっぱりそういう若い方たちが、自分がもしここに将来住むとしたらというふうな発想というのは大切だと思いますので、その辺は考えていきたいと

いうふうに思っております。

9番(岩佐孝子君)はい、議長。そうですね。コダナリエもそうですし、いろんな事業を行うときに、若い力が非常にこの町を活気づけてくれていると思っています。新潟県に行ったときに、関西大学からね、新潟まで通って一生懸命ボランティア活動をしてくださってる方々がおりました。その人たちは今あまりいないそうです。我が町は今がチャンスだと思うんです。夏、冬、そして春休み、百数十人の方々が山元町に足を向けて、足しげく通ってくださっている方々がおります。そして、前回1年だけでやめざるを得なかった地域おこし協力隊員、やはりこの町が好きだそうです。できるならば、もう一度戻ってきたい、そんな気持ちも語ってくれています。そういう人たちを大事にしながらやっていけるのは、私たちの町だからこそではないでしょうか。そして、そこから1人2人とまた輪が広がれば、ほかでやっているような、ほかの市町村よりももっと活気があふれる町になると思うので、ぜひ取り組んでいただくことを望み、次に入りたいと思います。

2点目です。地域住民と職員とのプロジェクトチームを設置する考えはないかということで私は質問しますけれども、職員は忙しい、忙しいと言っていますよね。忙しいのも分かります。でも、仕事をしていく上で、机の上だけでいいんでしょうか。各行政区とか、いろんな現場へ足を運んで、コミュニケーションを図ることによって、信頼関係ができる事業がいっぱいあると思うんです。そういうことからして、今回ですね、町の問題解決を図るために、ぜひプロジェクトチームをということを考えているんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

- 町 長(橋元伸一君)はい、議長。プロジェクトチームというのは、私もですね、プロジェクトチームといいますか、先ほどもちょっと話出たんですが、その若い方たちですね、将来この町を担っていただくような若い方たち、一般の方と、あと町職員の方たちと、その中で何かですね、20年後、30年後に向けたまちづくりに対するいろいろなアイデアを出すような場所があればいい、つくれればいいかなと、そうやってアイデアをいただきたいなと、若い人たちのですね、そういうふうな考えはあります。ただ、それが、今議員が思っているプロジェクトと同じなのかどうかってのはちょっと分からないんですが、とにかくいろんな形で、まず今住んでいる住民の方たちの思いも聞くことも大切ですし、将来を担っていただく若い人たちのまちづくりに対する意見を聞くというのは大事なので、そういうところを吸い上げる、そういう場というんですかね、そういうものは私も必要だと、できればつくりたいというかですね、そういうところをやりたいなというふうには思っています。ただ、どの時点で、そんなにこう、どの時点でとぼかすつもりはないんですが、できるだけ早い段階でそういうふうな組織といいますかね、何かそういう部分をですね、あまりこう縛りのないような形でできればというふうな形には思っております。
  - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。やっぱりね、行政職、この中にいただけでは、知り得ない情報とかもたくさんあるはずなんです。なので、民間の方々、そして若い人たちはもちろんかもしれないんですが、先輩の方々は知恵と技を持っていますよね。そういう人たちのアイデアなんかを募るような場所もあってもいいのかなというふうに思います。

今日は来てないね。昨日、おとといと、新人職員の研修ということで、この議会傍聴 をしていただいておりました。職員として、職務遂行において非常に意義のあるものだ と私は思っています。先日の一般質問で消防団へのというふうな、消防団員への云々というところもありましたけれども、そういうふうなことから考えますとですね、とにかくこの中に配置された部署だけではなくて、1年目であれば窓口とか、介護施設での体験、遺構中浜小学校とか、夢いちごとかでの体験事業なんかも実施してもいいんではないかな。その中から何かアイデアも出てくるんではないかと思うんですね。そういうことから、こういうふうなものというアイデアも出てくると思うんですが、その辺を実施していく考えはないでしょうか。

町 長(橋元伸一君)はい、議長。職員の研修としてですね、夢いちごの郷の部分は今活用して、 ちょっとやっているところがあります。ただ、今議員から出たようにですね、町内にも いろんな場所があってですね、そこをうまく有効活用して、新しい職員の育成にですね、 役立てたらということだと思いますので、その辺は今後考えていきたいというふうに思 ってます。

先ほどちょっと一つ言い忘れたんですけどですね、今回ですね、若い人たち頑張っているというところでですね、皆さんご存じのCM大賞と、各市町村のですね。あれ、コロナでちょっと休んでた部分もあるんですが、山元町は若い子たちが一生懸命頑張ってくれまして、CM大賞、3位以内には入れなかったんですが、ほのぼの賞というのをいただきまして、年間20回無料でPRというか、コマーシャルを出していただけるというふうな報告をいただきました、先日ですね。本当にそうやって若い人たちもですね、この町を何とかしようという、職員もですね、頑張っておりますので、私たちここにいる幹部職員といいますかね、管理職もそれに負けないようにですね、何とかこう町を盛り立てていけるようなですね、形づくりをしていければというふうに考えております。

9番(岩佐孝子君)はい、議長。CM大賞、久しぶりに聞いた響きです。CM大賞、ちょっと余談になっちゃうかもしんないんですけど、CM大賞のときにですね、選定委員、震災になってた方が、山元町、この頃出てこないんだよねっていう声を聞いたこともありました。山元町のCMを見るのが楽しみで、お正月分の自分の中のプログラムに入ってたそうです。したら、この頃また出してくださるようになってきたねっていう話は聞いてました。そこまでは聞いてました。でも、やっぱり頑張っている姿勢が、やっぱりほかにも伝わっていくものだなというふうに思います。

今回もですね、やはり私はプロジェクトチーム、職員だけではなくてと言ったのはですね、やっぱり町民の方々のいろんなものを持っている人たちに教えていただいたり、切磋琢磨しながら、人材育成にもつながるものだと私は思っているんです。この組織の中だけではなくて、町の中で地域の人たちの教育力も上がるというふうなことからして、私は絶対取り組むべきではないかなというふうに思うことを望んで、求めておきます。

いろいろ話をさせていただいてきました。昭和30年2月1日、山下村、坂元村が合併して山元町となって67年、震災以前は23行政区があって、それぞれの地域の郷土の中で育み、培われてきた伝統文化、そして歴史があります。それが23年、あの震災以降はコンパクトシティーという名の下に、新市街地を中心にしたまちづくりを展開してきました。

しかし、このまちづくりは果たして町民が求めていたものでしょうか。この町をどのようにすれば、町民が安全・安心に暮らしていけるのでしょうか。小さな声、弱い立場の方々に、耳や目、心を傾けたものとなってはいたでしょうか。

この町は町民が主人公です。持続可能で誰1人取り残さないまちづくりに向け、歩み始めました。執行部任せではなく、一人一人が主体性を持ち、自分たちの声を出し、議員はその声を聞き、声を届け、この町でどのようにすれば、町民が安心・安全に暮らしていけるかを、これからも私は議員として執行部とともに前を向き、前進していくため、何をしていくべきかをこの議場で議論していく考えでおります。

私はこの町が大好きなんです。小さくてもいい、キラッと光る宝石のように、星空に輝いているあの星のように、この町に住みたい、戻ってきたいというまちづくりをしていれば、町民が必ず戻ってくると思います。この町に住んでみたいという人たちが出てくると思います。町民が一丸となって汗をかき、みんなの力でつくり上げていきたいと思います。先人が築いてきてくださったこの町へ、私たちは次代へ持続可能なまちとしてつくり上げていくため、次代への種まき人として、今後も私は夢と希望を持ち続け、皆さんとともに活動していきたいと思っております。将来へ向けた夢と希望を持って歩み続ける山元町、そんな町を一緒につくっていきたいと私は考えております。町民の方々と一歩一歩前に進んでいこうではありませんか。そんな思いでいっぱいです。

長時間のご清聴、ご視聴に感謝し、一般質問を終了いたします。

- 議 長(岩佐哲也君)以上で9番岩佐孝子君の質問を終わります。
- 議 長(岩佐哲也君) ここで暫時休憩とします。再開は1時15分、13時15分再開です。暫時 休憩。

午前11時56分 休憩

午後 1時15分 再 開

- 議長(岩佐哲也君)再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。
- 議 長(岩佐哲也君) 8番遠藤龍之君の質問を許します。遠藤龍之君、登壇願います。
  - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。2022年第4回議会定例会に当たり、町民の皆様が要望する 当面の諸課題をはじめ、今後のまちづくりを進めていく上で、障害となっている問題の 解決に向けた取組など、町政全般にわたる一般質問を行い、町長の所見を伺うものでご ざいます。
    - 1件目は、山元町産業振興基本計画の取組についてであります。この計画は、山元町 震災復興計画を基本とし、産業分野におけるさらなる施策の充実化や実効性の向上を図 り、震災からの迅速な復旧・復興を推進するとともに、希望と笑顔があふれる安定した 生活を確保し、山元らしさを十分に発揮する新たな産業形態へと発展することを目的と して策定したものということでありますが、その取組について伺います。
      - 1点目は、この計画ができた経緯についてであります。
    - 2点目は、平成30年度までの計画となっていましたが、進捗管理はどうなっていた か伺うものであります。
      - 3点目は、この計画の成果の分析、検証はしているのか。
      - 4点目は、交流産業における中核的機能整備の取組についてであります。
      - 5点目は、この第6次山元町総合計画には、この計画がどのように生かされたのか。
      - 6点目、今後の山元町の産業振興基本計画をどう考えているかについてお伺いいたし

ます。

2件目の質問は、国民健康保険事業の取組についてであります。コロナ禍から3年、ロシアのウクライナ侵略、異次元の金融緩和による異常な円安で、食品、電気、ガス、資材の高騰、天井知らずの物価値上げに国民は悲鳴を上げております。とりわけ低所得世帯の暮らしは大変であります。国保世帯の多くは低所得世帯で占められており、その支援策の拡充や、国保証のマイナンバー化に伴って予想される受診の際の手続等、高齢者の方の負担とならない対応が求められておりますが、国保事業の取組について伺います。

- 1点目は、負担軽減対策など保健事業の取組の現状について伺います。
- 2点目は、国民健康保険被保険者証、高齢受給者証の一体化。
- 3点目は、国民健康保険被保険者証のマイナンバーカード化をどう考えるか。また、 それに伴う自治体の負担についてお伺いいたします。
  - 4点目は、税率引下げなど、税率改正の取組の現状についてお伺いいたします。
- 3件目の質問は、保育事業の取組についてであります。希望しても、認可保育所などに入れない待機児童が、4月1日現在、全国で2,944人と、1994年の調査開始以来、最少となり、近年のピークだった2017年から約9分の1に縮小していることが新聞で報じられ、明るい話題となっております。一方で、通園バス置き去り死事件など痛ましい事故も生まれております。保育現場では、小さな見落としで重大事故につながりかねないケースが多発しておりますとして、政府は安全装置義務化と安全管理マニュアルを柱とした緊急対策を打ち出しております。しかし、安全対策を含む保育の質を高めるためには道半ばで、専門家は、保育所の人手不足や過重な負担の解消が必要だと訴えております。山元町についてはどういう状況にあるのか、次の点について伺います。
  - 1点目は、山元町の取組の現状をどう見ているのか。
  - 2点目は、現状の取組に対し、保育士の配置等体制に問題はないかについて伺います。
  - 3点目は、安全対策は大丈夫か、十分か。
  - 4点目は、この間の保育士公募の取組の状況についてお伺いいたします。
  - 5点目、政府の補助金事業の対応について。
- 6点目は、このまま1か所でいいのか、坂元地区での建設についてどう考えているのか、お伺いいたします。

以上、3件の質問といたします。

- 議 長(岩佐哲也君)町長橋元伸一君、登壇願います。
- 町 長(橋元伸一君)はい、議長。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、山元町産業振興基本計画の取組についての1点目、計画ができた経緯についてですが、東日本大震災からの復旧・復興への取組を進める中、人口減少や少子高齢化に伴う担い手不足、地域経済の低迷など、震災以前から本町産業が抱える諸課題がより一層深刻さを増し、基幹産業である農業をはじめ、水産業、商工業、観光といった産業分野の衰退が急速に進展し、町民の生活に直接的に大きな影響を及ぼしている状況にありました。

この状況を踏まえ、交流人口を拡大する産業振興により、地域経済の好循環を図るといった考え方の下、本町産業の復旧・復興の推進と山元らしさを十分に発揮する新たな 産業形態へと発展させるべく、山元町震災復興計画第5次総合計画の基本構想で示した 各種事業のうち、産業に関する項目を抜粋し、より戦略的な視点で磨き上げ、施策の充 実化や実効性の向上を図る個別計画として、平成26年3月に策定したものであります。

次に2点目、計画の進捗管理についてですが、本計画においては、観光交流を意識した付加価値の高い農業への転換、ブランド化による活力ある水産業の再生、交流を広げる魅力的な商工業への発展と雇用創出、地域資源を最大限に生かした観光交流の新展開という農業、水産業、商工業、観光に関わる4つの分野別基本方針を掲げ、それらの具現化に向け、51の事業を取り上げております。これらの事業の推進に際しましては、事業ごとに目標指標を設定し、計画、実行、検証、改善のプロセスを繰り返すPDCAサイクルにより、毎年所管課において達成度合いや事業の評価、次年度に向けた改善見直しなど、確実な事業の推進及び早期完遂に向け進捗を管理してきたところであります。

次に3点目、成果の分析、検証についてですが、2点目でお答えいたしましたとおり、4つの分野別基本方針に基づき展開してきた事業については、事業期間中、毎年目標指数の達成度合いを確認し、進捗率が低い事業や未達成となった事業については、その要因を洗い出し、必要に応じ、取組手法や事業内容を見直すなど、成果の分析、検証を行いながら、円滑な事業の推進に向けて取り組んできたところでありますが、一部の事業においては実現に至らなかったものもございます。

次に4点目、交流産業における中核的機能整備の取組についてですが、本計画では、 交流産業における中核的機能として、交流人口の拡大を図るための中核的な施設である 交流拠点施設の整備、次にこの交流拠点施設の管理運営や交流人口拡大に向けた各種取 組を推進するための産業振興公社の設立、そして交流産業の理念や基本方針等を定めた 産業振興基本条例の制定を3本の柱として掲げております。

1つ目の交流拠点施設については、坂元地区に整備したやまもと夢いちごの郷であり、当初計画においては平成28年度内の整備完了を予定しておりましたが、建設場所の選定や道の駅構想など紆余曲折し、想定していた以上の時間を費やし、本計画の最終年度である平成31年2月に開業したところであります。間もなく開業から丸4年を迎えようとしておりますが、交流産業を牽引する施設として、地域経済の好循環を生み出す役割を担っているものと受け止めております。

2つ目の産業振興公社についてですが、交流拠点施設同様、平成28年度内の設立を目指しておりましたが、施設の建設と並行して検討を進める必要があったがため、遅延し、平成30年8月に町をはじめ、関係団体や趣旨に賛同する企業、個人等179社からの出資を得て、株式会社やまもと地域振興公社を設立したところであります。現在、やまもと夢いちごの郷の管理運営はもとより、町の歴史や文化、地域資源や観光情報などの情報発信のほか、いちご狩りの案内受付や町内各所に点在する魅力ある地域資源を線で結ぶレンタサイクル事業に取り組むなど、本町の総合案内所としての役割を果たすべく、各種事業の展開に積極的に取り組んでいるところであります。

3つ目の産業振興基本条例でありますが、条例制定に向け、有識者からの助言や先進 事例を参考にし、経済団体や金融機関の方々との協議を重ねたものの、その制定には至 っていないのが現状であります。

次に5点目、第6次山元町総合計画にはどう生かされているかについてですが、本計画に掲げる各種事業については、1点目でお答えいたしましたとおり、東日本大震災からの復旧・復興を推し進めるために設定した目標が多いことから、おおむねの事業は目

標を達成しております。一方、計画終期において目標未達成の一部事業や、第6次山元 町総合計画の策定に際し、産業分野の当面する課題の洗い出しを行う中で、産業の好循 環を図るため、引き続き継続すべき事業については、成果の分析、検証結果を踏まえ、 実態に即した内容の充実を図りながら第6次総合計画に継承し、現在も取り組んでおり ます。

次に6点目、今後の山元町の産業振興基本計画をどう考えているかについてですが、本計画は1点目でお答えいたしましたとおり、東日本大震災により甚大な被害を受けた産業分野の早期の復旧・復興を積極的に推進するため、第5次山元町総合計画として位置づけられた山元町震災復興計画から産業分野を抜粋し、産業振興に特化したものとして策定した計画であります。現在は、5点目でお答えいたしましたとおり、本計画に掲げた各種事業の成果の分析、検証結果を踏まえ、上位計画に当たる第6次山元町総合計画に継承すべき事業を盛り込み、引き続き産業の振興に取り組んでいるところでありますが、これらの事業の進捗度合いや事業成果等を踏まえ、かつ新たな事業への取組や新たな経済対策などが必要と認められる場合は、次期計画の策定について検討してまいります。

次に、大綱第2、国民健康保険事業の取組についての1点目、負担軽減対策など保健事業の取組についてですが、これまでの財政調整基金活用に対するご質問などを踏まえ、今年度に同基金を活用し、国民健康保険税の子供均等割について、町独自の施策として、18歳まで無料とした被保険者の負担軽減を図ったところであります。また、保健事業においては、病気の早期発見、重症化予防を図るため、被保険者の健診に係る自己負担金の無料化に取り組むとともに、健康意識の向上にも努めており、昨年度よりも多くの方々に健診を受診していただいているところであります。

次に2点目、被保険者証と高齢受給者証の一体化についてですが、本町では被保険者証の更新時期を、経費削減の観点から2年間としており、一方高齢受給者証については、窓口負担の割合を判定するため所得の確認が必要となることから、更新期間を1年間としております。現在、令和6年秋頃を目途に、被保険者証のマイナンバーカードへの一体化が進められておりますが、現時点での被保険者証と高齢受給者証の一体化については、国のマイナンバーカードに関する一連の動きもあることから、その動向を注視し、総合的に判断してまいります。

次に3点目、被保険者証のマイナンバーカード化についてですが、被保険者の利便性向上を図るため、昨年3月から対応機器を導入した一部の医療機関で被保険者証としての利用が開始されているところであります。国が進めているマイナンバーカードと被保険者証の一体化については、高齢受給者証や負担限度額認定証などが不要となるほか、診療や薬の処方の状況が確認できるため、被保険者の利便性向上はもちろん、職員の事務負担の軽減や経費削減等も図られるものと捉えております。しかしながら、生まれてすぐのゼロ歳児へのカード発行や認知症の方への対応、さらには個人情報流出の不安など課題もあると言われており、個人情報保護など一体化に向けた安全性の確保も大変重要なポイントであると考えております。また、自治体の負担については、システム改修費などが想定されますが、かかる財源についてはいまだ示されていない状況であります。

次に4点目、税率改正の取組についてですが、これまで総務民生常任委員会において 現状分析を行い、税率改正に当たっての留意点や今後の国保会計予算の推移についてご 説明してきたところであります。先月末に国の財政支援や県の事業費納付金の動向が示されたことから、現在それらを踏まえたシミュレーションを行っているところでありますが、具体の算定に当たっては、将来的な基金残高を見据えながら被保険者の負担軽減が図られるよう取り組んでまいります。

次に、大綱第3、保育事業の取組についての1点目、取組の現状についてですが、町内保育所の入所児童数は、先月1日現在、つばめの杜保育所152名、宮城病院つくし保育園9名、小規模保育事業所なないろ保育園9名、合計170名となっており、特に利用希望の多いゼロ歳児から2歳児の受皿確保策として、宮城病院つくし保育園の地域枠拡大や小規模保育園事業所なないろ保育園との連携、また3歳児から5歳児については、保育と教育の役割分担を図った上で幼稚園との連携にそれぞれ取り組んでおります。なお、つばめの杜保育所においては、先月1日時点で待機児童数が7名となっていることから、その解消に向け、会計年度任用職員の募集を行っております。

次に2点目、保育士の配置等体制の問題についてですが、公立のつばめの杜保育所のほか、民間のつくし保育園、なないろ保育園では、毎年県などで実施している施設運営に関する監査を通して、受入れ児童数に対する職員の配置数は基準を満たしていることなどを確認しております。

次に3点目、安全対策は十分かについてですが、つばめの杜保育所においては、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、近年発生している保育施設等の不審者侵入事件を受け、その防止策として、今年度に防犯カメラやフェンス、非常ベルなどを整備するとともに、各地で発生している送迎バスへの児童置き去り対策として、バスに同乗している保育士による乗降車時点の点呼確認や運転手などによる降車後の確認を二重に実施するなど、児童の安全対策には万全を期しております。

次に4点目、保育士公募の取組状況についてですが、保育士の採用については、毎年 入所児童の見込みを立てた上で、正規職員等で不足する保育士9人を会計年度任用職員 として募集し、対応しております。なお、今年度のつばめの杜保育所の保育士について は、正規職員22名、任期付職員2名、会計年度任用職員16名の合計40名体制で、 現在4人の欠員となっており、引き続き募集を行っております。

次に5点目、政府の補助金事業の対応についてですが、今年度の保育士の処遇改善を図るための国の補助金は、民間の宮城病院つくし保育園と小規模保育事業所なないろ保育園に勤務する職員が対象となっております。なお、公立保育所も対象とされておりますが、町直営であることから、保育士の給料は地方公務員法に基づき人事院勧告を踏まえた民間の給与水準と同水準となっていることに加え、同一の給料表を使用している他職種の職員との処遇の均衡を欠くことや、近隣自治体とのバランス等を考慮し、対応しております。

次に6点目、保育所の坂元地区での建設についてですが、これまでも待機児童対策として様々な取組を実施し対応してきておりますが、待機児童が発生している実情については、非常に重く受け止めております。町といたしましては、保育所は地域の子育ての拠点となるものであり、また新たな受皿確保の必要性についても十分に認識しておりますことから、今後の利用児童数を見極め、地域の実情に合った建設の在り方などについて、引き続き検討してまいります。以上でございます。

議 長(岩佐哲也君)8番遠藤龍之君の再質問を許します。

- 8番(遠藤龍之君)はい、議長。1件目について確認します。この計画ができた経緯について、 その説明の中で、説明というよりも、この計画の考え方として、地域経済の好循環を図 る考え方を基にという表現や、産業の好循環を図るといったことが強調されていますが、 その考え方について確認します。
- 町 長 (橋元伸一君) はい、議長。この山元町産業振興計画基本計画の中身についてですね、担当 課のほうから説明をさせます。
- 商工観光交流課長(大和田 敦君)はい、議長。ご説明申し上げます。ちょっと長くなりますけど も、背景からお話しします。

東日本大震災におきまして、まず農業に関しましては、農業従事者の8割の方が、もう離農したいというふうなものがございました。水産業につきましても、ご承知のとおり、現時点で3分の1ほどの漁業者になっていると。また、商工業者関係についても、70を超える事業者の方が被災しまして、経営の断念あるいは廃業といった背景がございます。

こういった中で、このまま産業を復旧するだけでは、当然元には戻らないだろうというふうなものが根底にありまして、しからばどういった考えで今後の産業振興を図るべきかというふうになったときに、2つほどの柱があります。1つは、町外からの人を呼び込み、町内で消費活動を行ってもらうといった活動、もう1つは町内における経済の循環ですね、この2つを両立しながら、町の産業振興を図っていくといったものが根底になってございます。以上です。

- 8番(遠藤龍之君)はい、議長。ですから、その考え方で今もう最後に出てきましたね。地域内、地域経済の好循環を図ると、この考え方というか、どういうことを言っているのかね。私の見方からすれば、地域内でぐるぐる回る循環っていう、その辺を方針の中でどういうふうに位置づけているのか、お伺いいたします。
- 商工観光交流課長(大和田 敦君)はい、議長。まずもってですね、山元町の方、山元町にお住まいの方が、それまでは町外で消費している、こういったものをできるだけその町内で消費活動を行ってもらおうというふうなものがあります。あとは、企業においてもできる限り町内の方々を雇用していただくと、そういったものが地域内の好循環というふうなことで考えております。
  - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。地域内でぐるぐる回せということですね。はい。 あともう1点確認しますが、この計画の位置づけについてお伺いします。
- 町 長(橋元伸一君)はい、議長。位置づけという、震災復興計画の中での部分ですので、町のですね、今後のまちづくりの中での産業部分をどういうふうに、先ほど課長のほうからも説明ありましたが、そういう部分を今後どのように進めていくのが1番町にとっていいのか、町民にとっていいのかという部分で計画したものだと思いますが、これについてもですね、補足があれば担当課のほうから説明をさせます。
  - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。これ見て、ここに書いてありました。これは震災復興計画を産業分野から積極的に推進する個別計画として位置づけるものということで、柱になる総合計画ですね、総合計画の中で1分野を特化した計画だというふうな受け止めで、これは非常に重要な、町にとって非常に重要な計画であるという位置づけをしているというふうに受け止めているんですが、それでよろしいでしょうか。
- 町 長(橋元伸一君)はい、議長。これも担当課のほうから説明をさせていただきます。

- 商工観光交流課長(大和田 敦君)はい、議長。遠藤議員のおっしゃるとおりでございます。
  - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。非常に重要な計画であるということが確認されました。
    - 2点目の進捗管理、これはお答えしておりましたね。

3点目の成果の分析、検証はしているかということで、十分にしているという答えでしたが、その中で進捗率が低い事業や未達成となった事業、実現に至らなかったものということが言われておりますが、この内容についてお伺いいたします。担当課長でいいです。

商工観光交流課長(大和田 敦君)はい、議長。51のうち、主立ったものでいいですかね、全部 ……。分かりました。

まず、未達成となったものについては3つほどございます。未達成といいますか、途中で断念したもの、あるいは中止したもの。一つはですね、産業振興基本条例の制定、これが中止、廃止になっています。あとは牛橋のグラウンド、牛橋公園を中心としたレクリエーション施設の整備、そして3つ目が震災遺構中浜小学校の周辺への桜の植樹、この3つの事業が未達成というふうになっております。

あと、遅延したものについては、常日頃、遠藤議員からご心配いただいております東 部の農地整備事業、これらが遅延しているというふうになっております。

- 8番(遠藤龍之君)はい、議長。この中で非常に重要な位置づけとして取り組まれてきた計画の中でも、今遅延ではなく廃止したという中に、この基本条例ですね、この策定、私はこの計画、これが1番柱になるものではないかというふうに受け止めているわけですが、それができなかった理由としては、先ほど答弁の中にもあったのかな。いずれにしてもその辺の経緯についてですね、お伺いします。
- 商工観光交流課長(大和田 敦君)はい、議長。ご説明申し上げます。条例策定に向けたまず動き からご紹介します。

平成26年11月から、内部での条例の在り方について検討を進めました。平成27年度、そして28年度と条例制定に向けた検討委員会、これ各種階層の方からいろいろご協力をいただきながら、内容を精査したというふうなものになります。そして、最終的な判断として、平成30年8月ですか、最終的にこれらに関する事業の進捗の度合いだったり、あるいはその達成率等々を判断して、当時の判断として30年度の8月に制定しないというふうに決定したのが経緯になってございます。以上です。

- 8番(遠藤龍之君)はい、議長。この産業基本条例のそもそも内容はどういう内容で検討していたんですか。私はこれ非常に、先ほど地域内循環をね、進めるために必要な条例というふうな受け止めをしているんですが、それが何で、非常にいい施策です。常に山元町のね、この間、いろいろ産業振興あるいは農業のというような質問もこの間ありました。非常に重要な事業の1つ、事業といいますかね、それらを支援するというか、保証するというか、そういう条例ではないかということで見ていたんですが、その辺の廃止された経緯については、表面的な今のというのは理解できるんですが、中身がどう、これこういうことが駄目で、問題があってできなかったというふうなことなのかなと思うんですけれども、その辺の、あればですね、お伺いいたします。
- 商工観光交流課長(大和田 敦君)はい、議長。中身については、先進事例の、先進的な市町村の 条例の内容なんかを検討しながらつくってきたというふうな経緯があります。そして、 それをずっと検討を重ねてきたんですけども、先ほど申しましたとおり、30年7月、

8月の段階で制定について協議したところ、当時の政策判断といいますかね、でもって制定しないというふうに至ったというふうにご理解いただければと思います。

- 8番(遠藤龍之君)はい、議長。今の答弁でもちょっと理解できないんですが、なぜというかね、 何か大きな問題があって、障害があってつくられなかったのかというね。というのは、 十分に今でも生きる条例だと思うんです。あるいは、今こそなくちゃならない条例だと いうふうに思っての確認なんですが、それ以降、30年以降、もう五、六年たって、五、 六年はたってしまうんですね、その間何をしてきたのか、もう全くこの件についてばず っともう頭から切るんですよと、もう今後考えないんですよということでの切り方なの かね。ちょっといろいろ問題があって、少しその辺を政策検討しながら前に進めるとい うことでの廃止なのかね。その辺といいますのは、今いろんな地域内循環というのはね、 もう全国的に自前で町を形づくるというようなことで、いろいろなところ検討されてい ることなんです。今ね、企業を呼び込んでどうこうしようとか、何をしてどうしようと か、国から金もらってどうしようとかね、そういう視点のまちづくりというのは、もう なかなか限界が来ているような状況の中で、やっぱり自前のまちづくりのときに、地域 内の循環を果たすことによって、少しでもね、地域内で利益を共有するというかね。と いうことで、今この間学校給食のことでもね、いろいろ取り上げてきてる部分もあるん だ、地元食材を活用して自分たちで作るということとか、それから入札というかな、公 共事業のね、地元企業を優先とかね、そういう公共事業をこの地元さ落とすとかね、と いうようなことが求められていると思ってるんですが、その際にこの条例は十分に生か す、あるいはそういったことがスムーズに進めることができるような条例の中身である のかなということを考えたとき、それを現実的にね、検討してつくるべきだというふう な思いで確認をしているわけなんですが、その辺の経緯について、もう四、五年たって るんですけども、今この時点でつくるあれはないですよということであれば、それはそ れで、一旦ここでリセットして、またっていうことになるんだけども、いかがでしょう か。
- 商工観光交流課長(大和田 教君)はい、議長。遠藤議員おっしゃるとおり、非常に大切な条例だと思っております。今、何点かの事例が遠藤議員からもご紹介ありましたけども、我々が条例の案ですね、検討する中では、やはりその地域内での循環、例えば公共工事に関してもでき得る限りというふうな条項等々についても、当時は検討いたしました。ただ、非常に申し上げづらいんですけども、平成30年当時、様々な理由から制定はしないというふうに至った経緯になったということだけはご理解いただきたいと思います。
  - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。平成30年度に非常にこだわるようですが、何かあったのかななんていうか、考えられなくもなくもなくもない。で、しかしながら、この条例の中身について、もし必要というか、私は必要だと思うんですが、その辺今後やっぱり現実に併せて検討していくべきだと思うんですが、町長これはいかがでしょうか。
- 町 長(橋元伸一君)はい、議長。先ほど来から議員に質問されていますが、今回の条例に関して はですね、交流産業というところ、部分をメインにですかな、交流産業の継続性及び発 展性と、そういうのを確実にするために条例を定めようとしたというところだと思うん ですね。

で、夢いちごの郷ですかね、振興公社ね、そういうところもできて、一定の効果を見たという部分なのかなと私なりに判断して、結局こんな言い方してはおかしいんですけ

ど、もう30年で終わっていて、そこの部分の資料というか、それのなかなか確認ができない部分もありますので、実際になぜそこでやめたかという部分はちょっとあれなんですが、多分そこで1つの成果を上げたというところで、条例がですね、ストップしたのかなというふうにも思うんですが、ただ交流人口に関してですと、まだ今も継続をしてやっていますので、そこの部分、条例に関してもですね、今後過去のそういう部分の、なぜそこに至ったかという部分も含めて検証しまして、必要に応じて今後検討していければというふうに考えます。

8番(遠藤龍之君)はい、議長。この件につきましてはね、今おっしゃったようにこの交流の中から生まれてきている計画ではあるんですが、中身を精査しますと、非常に必要というか、立派なというか、大事な条例の中身になっていました。ここだけを抜き出して見ると、理念型条例として山元町産業振興基本条例を設置します。この条例を、交流産業を通じて、町内の再投資力を高め、地域内経済循環を政策的に誘導することを狙いとしているということでね、この交流を超えて、総合計画に基づく、それとの絡みで出てきた個別計画ということですので、やっぱりそもそものところに書いてですね、総合計画のほうに書いて、そこの中からこの基本条例が地域内循環などを進めていくかということも含めて、その中心となる政策の1つと、この条例のね、検討を進めていくべきだということを求めて、この件については終わります。

2点目は国保についてでありますが、2点目の被保険者証と高齢受給者証の一体化について難しいというお答えでしたが、せめて同じサイズでね、これ個人のあいってはないですよ、常にこの今持ってなくてないんだから、こうね。この形にね、これとこれを一緒に行かないと、この年齢になっとね、医者にかかれないんです。そういう不便をかけ、少しでも負担をなくすというようなことで、この辺の一体化をさらに検討していただきたいということで、この点についてはそれで、要望だけで終わらせていただきます。

次、このマイナンバー化について確認したいんですが、簡単に聞きます。このマイナンバーカード化、これはね、もう言われてますよね。最終的にどうなるのか分かんないけども、これなかったら受けられないのかって、そこら辺もね、まだ決まってないからどうのこうのっちゅうことでなくて、今進んでいるんだ、本当に心配なんです。その辺、確認させてください。

町 長 (橋元伸一君) はい、議長。今、議員が心配のとおりですね、保険証をなくしてしまって、マイナンバーカードと一体化するとなったときに、マイナンバーカードを持ってないとどうなるんだという懸念だと思います。それはですね、私もすごく心配しているところであります。今現在、まだ保険証はなくなっていませんが、マイナンバーカードの交付率、作っていただくように、町民の方々に、町としてもですね、進めているところでありますけれども、やはりなかなかこう、その手続に来れない方もいますし、若い方だとすぐに対応できるんですが、何でもかんでもスマホなりでやるという部分でできる人はいいんですがというところもあります。ですから、窓口で丁寧に教えて、交付率を上げようとしてるんですが、その窓口に来れない方もいたりもしますし、そういう部分を考えると、まだまだ本当に不安の多い政策なのかなというふうには思います。

ただ、町といたしましてはですね、国のほうで目標を持って、いついつまでにということは言ってきてますけど、まだ正式な、正確なところが上がってきてません。ですから、その辺を見極めてですね、やはりなければ、なければというか、受けられなければ、

今までの制度よりも不便になったのでは意味がないので、国のほうとしては便利になるように、向上するようにと思って、多分やっていることなんでしょうが、その辺まだ国民、住民、町民もそうですけど、国民全体で見ていても多分不安な方が多いのかなとは思いますので、その辺は町としてもですね、注視してというか、本当に十分注意して対応していかなくてはいけない。見ていかなくてはいけない部分とは思っております。

8番(遠藤龍之君)はい、議長。この件につきましては町も困っている事業なのかなというふうに思いますけども、直接の関係者は、やっぱりマスコミ等々でね、いろいろ言われている。そして、いろんな不安、懸念とかね、問題点とか、それに対してどうなんのやって、今からもう不安になっています。命というかね、直接関わる取引というか、カードですから、ということでちょっと今挙げられているね、どの程度のほうの町の認識っていいますかね、あるかということをちょっと確認したいんですが、今言った点についてはね、そういう同じ悩みだな、受け止め方だなということで受け止めました。

今度ね、マイナンバーカードで受付から診察されるまでの流れがどういうふうに変わるのか、これ制度の問題ですから、制度です、これ示されていると思います。こうなるっていうことね。ということでは、専門家でいい、専門家でなくて、担当でいいんですけども、知り得る限りの中でお願いします。

- 保健福祉課長(伊藤和重君)はい、議長。まず、流れにつきましては、今現状の流れでいきますと、マイナンバーをまず申請します。マイナンバーを申請したときに、約1か月ぐらいで通知が来ます。で、マイナンバーを受け取りに行く。その後にですね、マイナンバーを使って、マイナポータルのほうから国民健康保険なり、加入の保険者証の連携を図るという形になりまして、その後にですね、一体化という形で使えるようになります。それをもって、今度は医療機関のほうに向かって、医療機関にかかるときに、その窓口に設置されている機械に読み込ませて使えるようになるということになるんですけども、医療機関のほうについては、設置しているところと設置していないところがあるということがありますので、町内の全体で使えるということではないんですけども、そういった形の流れになると思います。以上でございます。
  - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。それがまだ、だから使えるところと使えないところがあるっていうの、これ国の問題だけっども、使えるんだったら使えるようにしてもらいてえし、んだったらばマイナンバーカード化にね、しなくてねえんだなというふうに思うし、いや、そうでもねえとこも使えるんだということになればね、やっぱりそのまんまで国保証で対応するってのは、ほとんど国保証の場合ね、ほとんどお年寄り、高齢者が多いんですね。その後の一体化した、カード化して、診察受けるわけだけども、私の得た知識では、国保証は月1回提示すれば、それで済むんだけども、これだと受領するたんび、受診するたんびに必要だというふうな情報なんですけども、そういう理解でよろしいのか。もし控えて、取りあえずはね。
- 保健福祉課長(伊藤和重君)はい、議長。そこまでのちょっと認識はございませんでしたので、後 で確認させてください。
  - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。世の中に流れてる情報では、まず毎回、そのたびに出すんです。 そして、何だ、顔認証カードがどうのこうの、カードリーダーの前で顔認証するか、暗 証番号を入力しなければならないとかね、そういう手続がお年寄りにも求められる。普 通だったら、これまでだったらば、国保証1回月初めに出せば、その月は、後は出さな

くても受診できるんだけども、というふうに言われてんだけども、今のところ町としては、そこまでの資料というか、こういう仕組みについての情報というのは、今国からまだ来てないということですか。そのことだけ。来てなければ、来てねえでいいんだ。

- 保健福祉課長(伊藤和重君)はい、議長。資料の来てるかどうかについては、ちょっと私のほうで 認識不足だったということで、私個人の認識が足りなかったということですので、資料 があればそちらのほうで確認させていただければと思います。以上でございます。
  - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。あと、不安になってんのは、一応カードでなくて、国保証でもいいというふうに言われているんですよね。国保証で受診したときに、窓口に全額払わなくてねえんでねえかっていうふうな心配もしてる人もいるようなんだけども、その辺の不安はいかがでしょうか。
- 保健福祉課長(伊藤和重君)はい、議長。カードを持って行かなかった場合については、全額払うようになります。保険証がないのと同じになります。以上でございます。
  - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。それからですね、地方交付税の算定にマイナンバーカードの交付率を反映させるというふうに言われてるんですが、これはこの交付税算定すっときに、よく今でもあっかと思うんだっけど、国保のペナルティーというのがあるんだけども、この件については、このペナルティーで減額、交付税減額されるということはあるのかないのか、分かる範囲で。これ、国の制度だからね。だけっども、かなりこう進んで、説明されているはずの制度になってると思うんですが、いかがでしょうか。
- 保健福祉課長(伊藤和重君)はい、議長。国の支援の部分につきましては、この調査内容の中にマイナンバーの取得促進というのが項目的に載ってますので、そこが反映されればポイントがつくという形になると思いますので、議員お見込みのとおりだと思います。ペナルティーは、今のところは示されてはないですね。すいません。
  - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。非常にね、批判の多い制度になっているようです。しかしながら、実施するのは自治体ですから、自治体もですね、負けないでっていうかね、自治体自身が国保の加入者の皆さんを守る立場でね、あと自分も守る立場、自治体もです、ということ、という必要性から、ぜひこの制度の仕組みについては、今後十分キャッチして、そしてその対応に取り組んでいただきたいということを指摘して、次に1番最後の税率改正については、いろいろこの間も説明を直接私たちは受けてねえんだけっども、担当常任委員会では受けてるようなんですけども、はっきり言えばどの程度の税率改正させていただくのかということなんですけども、この間の説明資料では、5,000削減と3,000削減だっけか、削減っつうか、減免、減税というようなことを示されているようですが、その辺の確認。資料で、私の今言ったその資料での確認なんですが、ということでよろしいかどうかまず確認します。
- 町 長 (橋元伸一君) はい、議長。これもですね、税制のことなので、担当課のほうから説明させていただきます。
- 保健福祉課長(伊藤和重君)はい、議長。前回の10月に常任委員会のほうにお示しした資料の中では、まだその時点では県に納付する事業納付金のほうが決まっていなかったので、今回の11月末にですね、事業納付金のほうが決まってきたということがありまして、それを踏まえて、もう一度ですね、シミュレーションをし直しして、またご説明するような内容としております。あくまでも前回のやつについては、基金残高、あと繰越しなどをですね、加味した形での内容になってまして、より詳細なのは今回、これからですね、

説明させていただく内容のものとなります。以上でございます。

- 8番(遠藤龍之君)はい、議長。ここで確認して、さらに検証した結果、前に進んだのか、後退したのかということの確認をしたかったわけなんですが、まずまずその前にですね、確認したいのは、軽減世帯の内訳ちょっと、直接その減免といいますか、対象とならない、何ぼかでも何のかや、何割制限世帯の内訳を確認したい。
- 税務課長(齋藤 剛君)はい、議長。今ご質問のありました軽減世帯ということですけれども、今年度の賦課状況ということでお答えさせていただきたいと思います。

今回ですね、7割世帯、5割世帯、2割世帯とありますけれども、7割世帯については、世帯数が、医療後期高齢になりますけれども、645世帯になります。介護については190世帯、金額については平等割、均等割合わせて約3,400万円くらいになります。あと、5割世帯のほうの世帯数ですけれども、医療後期が336世帯、介護が84世帯、金額が1,350万円ほど。最後に、2割世帯のほうになりますけれども、世帯数が252世帯、介護のほうが79世帯、金額が420万円程度ということで、合わせると、金額的には5,100万円程度が軽減額ということになっております。

- 8番 (遠藤龍之君) はい、議長。直接値下げの対象となるのは、これを引いた世帯ということでいいんですか。いいですかというか、確認、分かんないから聞いてんだけっども。
- 税務課長(齋藤 剛君)はい、議長。値下げとする場合に、均等割、平等割、所得割となると思うんですけれども、均等割、平等割については、この軽減の金額にも含まれますので、含めた額で7割額とかっていうふうに計算してきますので、その改正の内容によって影響する、しないというのが出てきます。
  - 8番(遠藤龍之君)逆に確認しますと、4,000世帯、今3,000世帯だとしたとき、3,000世帯全てがその値下げの対象になるということではないですよねっていうこと聞いたの。というのは、値下げするためにどのくらいが対象になる、それは額のことを確認したくて、今確認してんだけども、言ってる意味分かっかや。
- 税務課長(齋藤 剛君)はい、議長。基本的には税率を改正すれば、全世帯がこの軽減の対象になるということです。
  - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。引き下げるためには、当然この財源が必要だということになる わけですが、基金の条件というのも資料あったんだけど、何だか出てこねえんだ、まあ、 いいです。その基金の活用状況について示した資料もあったんですが、今ちょっと私の 手元からなくなったんで、ちょっと私の頭の中で確認したいと思うんですが、その前に 分かりやすい、んで、基金の適正規模というのは、何回も聞いているところなんですが、 どういった額として捉えているのか、確認します。
- 保健福祉課長(伊藤和重君)はい、議長。これまで何回かご説明申し上げましたが、1か月の給付費、大体1億円ぐらいというのがありますので、そちらの額を適正な額だと私のほうでは考えております。以上でございます。
  - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。なぜ1か月ぐらいというようなことで、それが根拠にしている のかということでの疑問もあんだけっども、それは県でどうのこうのとか、何とかって いうふうな話になっと、話が変なとこさずれていくんで、それはいいです。

そういうことで、最低必要な基金としてね、どのぐらい残しておけばっていうことで の確認なんですが、大体この場でもいろんなやりとりの中で聞いったのは、当初予算、 当初どうしても、当初に金がない。7月、8月頃からようやっと入ってくる、国と県と

のあいづだなというようなことで、その間何かあったときに困るというようなことから とか、あと予算措置するために必要なときだね。必要な部分として残しているのではな いかなというふうなことで受け止めてるんですが、その際この当初の取崩し額等々を確 認したときに、1億、それったって、1億もあればいいのかなという、これは私の一応 数字を確認した上でね、それからその1か月云々といったときに、というふうな考え方 もあるんですが、それはこっちの考えで、まずいろいろというので、まず、そうすると、 今大体基金残高の2億円以上でずっと推移してるんです、こんなにあってもいいのかと 思うくらいなんですが、やっぱりそれを有効に活用するとしたときに、1億円は使える のではないかと俺は勝手に思ったんだけっども、その辺いかがでしょうか。ここで示さ れているのは、毎年1,000万円とか、1,650万円とかしか使わない、それだけ 使っても、1人頭で5,500円とか3,300円の減額ができるというふうな資料な んですが、その辺の考え方についていかがでしょうか。もっともっとね、して、財源を 見っと、本当に1,650万円、1年間なんだけっどね、あれ1年間でね、それを3か 月にしたって3,000、全くもう5,000万円弱で、3年間はその程度の引下げを することができるという、そういう資料になってます。これもっとこの検討できないか ということなんですが、いかがでしょうか。

- 議 長(岩佐哲也君) これは町長かな。2億残高あるやつを、1億ぐらいを、に、適正であれば、 1億ぐらい減らしてもいいんじゃないかというあれなんでしょう。
- 保健福祉課長(伊藤和重君)はい、議長。基金の残高については、先ほど申し上げたとおりなんですけども、毎年ですね、少しずつ積み上がって、今2億1,000万円ほどあるような状況になってます。ただ、これからですね、国民健康保険のほうのですね、被保険者数が徐々に減っていくということがあったり、あと国の財政支援、これは引き続き続いているんですけれども、減少傾向にあるということも加味しますと、大幅な値下げ、軽減という形にはならないんですけども、そういったところを見込んでですね、今後来年度に向けて軽減を図っていければなという考えではおります。ただ、前に示した資料のとおりのですね、大きな額での軽減というのはちょっと難しいのかなと。今、事業納付金の、県から示された事業納付金の内容を見ますと、医療費の増加、県内全域にわたっての医療費の増加とかを加味していくと、将来的に近い、令和5年度から6年度に関しましては、マイナスに転じていくというところも考えられますので、そういったところを見込んで保険税の設定をしていきたいと考えております。以上でございます。
  - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。10月18日に示された資料よりも、中身がひどくなってるっつう意味か。んで、分かりました、分かりました。これ、細い話になりますから。ただ、基本的にね、やっぱそんな2億円も3億円もね、もうため込んでおくっていうのはね、素人目から見っとね、本当に今利子もつかないんです、利率ね、つかないです、のと同じ、そういうふうにため込んでおく必要ないんじゃないかということをまず述べておきます。あと、細かいことについては、また新たな資料が出てきたときに、またあと期間もありますから、その際にまた改めて確認したいと思います。
- 議 長(岩佐哲也君) ここで換気のため暫時休憩とします。再開は2時半、14時30分とします。 暫時休憩。

午後2時30分 再 開

議長(岩佐哲也君)再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

- 議 長(岩佐哲也君) 8番遠藤龍之君の再質問を許します。
  - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。質問に移ります。保育事業の取組についてということでお答え いただいたんですが、いろいろね、この回答を聞いてみるとね、非常に矛盾した回答の 中身になっているのかなという、ちょっとした疑問を持ちました。体制は十分に満たし ていると言いながら、不足であるとか、基準を満たしてというような、素朴な疑問から 入ります。

取組の現状について、私初めて分かったんだけど、まだ待機児童が7名もいるという ね。そして、その対策として会計年度職員を募集しているということなんですが、これ 当初想定で、今現在ね、足んないということで職員を募集してるということなんです、 これ当初見込みはなかったのかどうか、取りあえず確認します。担当課長でいいです。

- 子育て定住推進課長(村上 卓君)はい、議長。こちらの保育士のですね、採用といいますか、配置の関係につきましては、答弁にもあったとおり見込みは立てておりまして、前年度の保育士の方の継続だとかですね、そういうところも踏まえながら、新年度を新規で募集するというような形を取っております。
  - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。そもそもこの姿勢に問題があんのかなというふうにも伝わってくるんですが、既に見込みが分かっていたと、想定できたということであれば、それに間に合うような施策、対策を取るのが行政の果たす役割ではないかと。そして、この件については、もう毎年度毎年度同じことの繰り返しなんですよね。もう本当に抜本的な対策を講じなくちゃならない。抜本的な対策というのは、保育士の補充、拡充……、あっ、ここで拡充というよりも、当たり前の、ね、基準どおりの配置基準にね、のっとった形で体制取ってれば、こういう問題は起きないかと思うんですが、その辺の配置基準を確認したら、その答えは立派な答えになっているんですよ。配置基準については、職員の配置数は基準を満たしてるということなんですが、まずここの、ここの矛盾を、疑問をちょっと解き明かしたいと思うんですが、この辺はどうなっているんですか。満たしているのにもかかわらず、不足があるという現実について、どうなんでしょうか。
- 子育て定住推進課長(村上 卓君)はい、議長。こちらの人員のですね、配置の部分につきましては、保育所の主要の面積の基準という部分と、あとはそこに受け入れできる児童の数という中で、職員1名で見れる人員というのが国の基準で、児童の見れる人員決まっておりますので、その中の運用の中で配置をしているということになっております。
  - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。ちょっと誠実な回答になっているのかどうかね、この矛盾に対して。そこに今度ね、さらに2割増しという話が出てくるんだけども、じゃあその悪いけんども、設置基準に、配置基準が満たされている、んで、今現在の配置体制ってどうなってるんですか。
- 子育て定住推進課長(村上 卓君)はい、議長。つばめの杜保育所の人員体制につきましては、面積の部分ですね、まだ主要、主要というと言い方おかしいですね、受入れ可能な人員というのもあるんですけども、そこの部分で面積と、あと子供1人当たりの預かれる人数

と、あとは見れる先生方の人数ということの組み合わせの中で、そういうふうな対応に なっているということでございます。(聴取不能の声あり)

- 子育て定住推進課長(村上 卓君)はい、議長。人数としてはですね、つばめの杜保育所でいきますと、最大の面積定員っていう部分の捉え方とですね、あとはもともとの入所可能人数というのも捉えておりまして、その最大面積でいきますと175名というところはある中で、その中で今入所の申込みありますので、そこの部分の面積の部分での枠の部分でですね、対応できる分を、先生方を確保すればですね、一部待機児童の解消につなげるような形で進められるという内容になっております。
  - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。配置基準のね、基本は面積でないです、多分。面積は、多分その2パーセント増しのときに取ってつけたようなね、やっぱり基本でいきましょうっていうね。面積、これは、0歳児は3対1とかね、ね、それから2、3、4、5あるいは4、5歳は30対1とかね、そういう基準からいけばどうなんですかという、まず正常の部分でね、割増し分までの考えとか面積とかね、というのはね、というところから見るとどういう体制、どういった人員配置になるのか。
- 子育て定住推進課長(村上 卓君)はい、議長。今の現状のですね、つばめの杜保育所の入所の人員につきましては、先ほど答弁の部分でですね、152名という中で、今最大のできる範囲の受入れの部分を行っているということなっております。
  - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。足りているか、十分かどうかっていうことを確認したくて、どれぐらいの体制でやっていくかっていう確認なんだけども、ちょっとね、うまくいってないですね。あの、去年、21年度は合計47名、中身いろいろあるけどね。今回は44名でね、この答えから見ると。44名に対して、4名もそもそも不足しているというね、っていうことを考えると、これは答弁の中にあった数字なんだけども、すっとそれで、配置基準を満たしてるって言えるのか、堂々ということからの素朴な疑問からの今の確認なんです。言ってる意味、あの、答弁の中から言ってんだがんね、確認してんの。
- 子育て定住推進課長(村上 卓君)はい、議長。すいません、大変失礼いたしました。

今の入所人員に対する保育士の数については、基準を満たしている対応になっております。失礼いたしました。あと、4名の不足についてはですね、この待機児童に対応する部分で、新たに会計年度の方を雇用できれば、新たな部分で対応が可能だという部分になっております。

- 8番(遠藤龍之君)はい、議長。そして、そして、4名足りなくても、一応保育するということでの体制は一応保っているとしながら、ゼロ歳児っつうかね、7名の待機児童の対策、んだ、もしちゃんと満たしているんだったらば、対応できるのではないかというこの数字上ね、という素朴な疑問からの確認なんですが、その辺の矛盾についてはいかがなんでしょうか。
- 子育て定住推進課長(村上 卓君)はい、議長。こちらの答弁にあったですね、待機児童数につきましては、新たにですね、この7名の部分で対応する部分についての不足分という考え方になりますので、今の現状の体制については、配置上の問題はないということになります。
  - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。その見込み想定してなかったのかっていうことに対しては、想 定してるっつうことだった、これ、突然出てきた話なんですか、じゃあ、この7名の待 機児童っていうのは。年間のほのね、想定っつうかね、当初、当初のときに必ず問題に

なる話だ、この辺ね。大体子供のね、もう子供少なくなってんだがらは、残念ながらね。この次、このぐらいの人が予定さってるっていうのは、当然こう見込み、まあ最悪その辺の情報はね、つかんでおくべきかなと思った中での確認なんだけども、としたときに、としたときにっつうかね、当然もうそういう6月になっと、5月になっと、3月時点、4月時点ではゼロだけっども、いずれ3か月後には1人出てくるな、6か月後には3人出てくんだとかっていうね、それらについても対応し、町の責任として、仕事として対応しなくちゃないなというふうに考えたときに、当然そこの部分を対応できるような体制を取っていなければならないのじゃないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

- 子育て定住推進課長(村上 卓君)はい、議長。今、遠藤議員言われたとおりですね、当初見込んでという中で対応はしてきておりますので、その中で年度途中からですね、出る希望もあるという中で、今新たに待機児童の部分での対応を行っているという状況になっております。
  - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。質問するのがつらくなってくるんですが、その辺はちょっとといいますかね、やはりこの部分については大事な点で、これがね、外から急に転居してきたというのがほとんどだということであれば、これは喜ばしい問題っつうかね、ということになるかと思うんですが、多分そういうことでもないと思います。ああ、でもそこのとこだけちょっと確認すっから。
- 町 長(橋元伸一君)はい、議長。先ほど来のですね、質問、答えるほうは、単純に定員数に合わせた保育士の数はいますと。ただ、定住促進もやってたりしますので、年度途中で増えたり、そういう部分あります。そこのところをちゃんと把握するべきだろうという議員の質問だと思います。前もって少し余裕を持てという部分だと思うんですが、その点に関しては、私もそう思います。

面積定員を考えると、今までもずっと答弁で、この保育所のことになると出てきましたけども、約2割増しになるとかね。150人に対して、20パーセントまではいかないんだけれども、先ほども言ったように大体25人ぐらいの子供は受入れが可能ですよということなんですが、やはり議員が言うようにですね、面積定員ではなくて、やっぱり定員は定員ですので、そこをしっかりと見据えて、対応、対策を取らなくてはいけないんだろうと私も思います。

ですから、今後の対応としてはですね、やはりぴちぴち、先ほども言いました3、4、5歳、4、5歳ですか、何十人、1人の保育士さんが何人見ると、年齢が上がれば上がるほど多く見ることはできる。0歳とか、そういうところはもう1人で3人とかね、少ない人数で見なくてはいけない部分もありますので、やはり保育士にも少し余裕を持ち、人数的にも余裕を持った形で運営をしなくてはいけないんだろうという指摘なのかなと思って、さっきから聞いておりました。その辺に関しては私も同感といいますかね、私もそうですし、一応こちらの担当課のほうでもですね、そういうのは毎回意識して、とにかくその現状で7名の待機児童を出してしまっている。もう1人目が出た時点からどうしようということで、とにかく頭を悩ませて、さっき言った任用職員なり募集して、何とか対応しようと思っているんですが、なかなかそこがうまくいかないという状態が何年も続いちゃってると、続いてしまってるということがありますので、その辺はですね、しっかりとですね、もう本当に同じことをずっと繰り返すわけにもいかない。午前中の質問の中でも、とにかくその定住促進をして人を増やす施策を求められている部分

もありますし、しなくちゃいけないっていう部分もあります。待機児童が出るということは、それだけ子供が多いということなので、本当にいい誤算、うれしい誤算だというふうに思いますので、その辺対応できるように、今後ですね、できるだけ早い段階でしっかりとその辺を見極めていきたいとは思っております。

8番(遠藤龍之君)はい、議長。だんだんこうやりとりがね、スムーズにいくようになったと思いますけども、という中で、やっぱり今問題になってるのは、この配置基準もそもそも問題があるというふうに今言われてきています。 4、5歳については70年間変わっていない。小学校ではどんどんどんどん少人数って変わっているのにね、この分野については何か変わってないというその制度上にも問題があるということで、自治体も大変だなという部分はあるんですが、しかしながら現実は命と向かっている仕事ですから、当然そこに出てくる安全対策とかね、今日もいっぱい、河北で特集あったんですけども、それを出すとね、露骨になっから出しませんが、そういう対策もしなくちゃならないときに、あとその保育士の、さっきも言ったんだけっども、ちょっと最近は保育士の負担が重くなっているということも言われていると。そういう中に、今度そういった問題とかも、さっきも言ったけども、発生してるのかなっていうふうに考えるとね、やっぱし今言ったようにゆとりっつうか、当たり前の、当たり前の体制で臨む必要があるのかなというふうに思っています。

そして、この議論もね、結構何回もやっているとこなんだけど、なかなか前に進まない、変わらない。何ぼ公募しても応募がないという話になるんですが、今回もそういう、本当にね、条件はどうなのかね。あるいはこの4点目のこの間の公募の取組の状況についてということで確認しているところなんだけども、その背景をちゃんともう検証もう何年も続く、これは全国的な話なんだけど、全国的な話は民間を対象にした問題ではないかなと思っているところなんですが、そうしたときに、やっぱりこっちの対応の仕方、正規職員、あるいは会計年度、任期付という形で多分応募している、公募してると。だから、私が見た目に実は去年については正規の職員の公募っていうのはなかったんですね、とかね。そいつはおいといて。

その辺をね、明確に、誰を欲しいんだ、私は、私は正直言って申し訳ないけども、やっぱりこの間のもろもろを考えれば、正規職員でね、対応すべきだと。正規職員ということになれば、そこそこのね、給料ですから、こんなにこの公募に対して応募がないというふうにあんまり考えられないんだけども、そういう問題があるのではないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

町 長(橋元伸一君)はい、議長。町としてはですね、先ほど言いました、今コロナ禍もあってですね、保育士の方たちもいろいろあって、どうしても一時的に人員が足りなくなったりするということがありますので、さっきから言ってるように、ある程度余裕を持った形で、ぴちぴちの状態じゃなくてですね、ある程度余裕を持った形でいきたいと思ってですね、正職員もですね、公募は毎年しているというのが実情なんですね。

で、結局先ほどから言っている、何かちょっとこう勘違いといいますかね、待機児童が出たから、その間に合わせにアルバイトみたいな感じに聞こえるんですけど、そうではなくて、なかなかその公募するんですが、なかなかちょっと厳しいところがありまして、それで足りない部分を結局年度、その状況になる前から、一応ですね、少しずつ募集はしてるんですが、なかなかそこも厳しいという状態が続いているというところなん

ですね。

それで、今度はですね、ですからもうそういう保育士の学校なり何なりに、早い段階で、その連携を取ってですね、保育士が山元町にですね、来ていただけるような体制を取りたいと思って、今ちょっと考えているところがあります。昨年も一応そういうところに声をかけてみたんですが、やっぱりその気がついたときにはですね、この時期では遅いですという感じのことを言われて、もう早い段階から、よその市町村はそういうところにきちっと対応していたというところも判明していますので、今年はですね、そういうところも含めて対応していきたいというふうに考えております。

8番(遠藤龍之君)はい、議長。今の話は正規職員についての話ね。

でね、山元町の保育所の人員配置か、体制はね、どういう、勤務的にどういう、どのような考え、基準、考えによって体制を敷いているのかということをちょっと確認したいんですが、正規職員何名、任期付何名、会計年度何名、そういうのではどういうふうな考え方を持ってるのか、確認します。

町 長(橋元伸一君)はい、議長。職員の配置関係については担当課のほうから説明させます。

- 子育て定住推進課長(村上 卓君)はい、議長。先ほどのですね、答弁の中にあるんですけども、 保育士の体制というところになりますけども、こちらがですね、予定される子供の人数 を踏まえた中で、そのクラスごとに先生が受けられる人数をしまして、正規職員が22 名、あと任期が2名ということになっておりまして、あと会計年度任用職員の方につき ましては、フルタイムの方、あとは6時間とかですね、短時間の方を含めた体制でとい うことで16名という体制になっております。
  - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。この割合っつうかね、何パーセントとか、毎年毎年違っていくんだべっていうふうなね、大体正規は6割で、あるいは7割で対応とかね。臨時職員、会計年度はこういう短期になったり、長期になったりっていう、そのそもそもの考え方があんのか、基準があるのかということの確認です。
- 子育て定住推進課長(村上 卓君)はい、議長。こちらの勤務の体制につきましてですね、正規職員の、まず人数がある程度決まってるところありますので、その中で今後の部分については任期付の方、あとは会計年度任用職員の方にお願いしているという状況なっております。
- 議 長(岩佐哲也君)時間かかりそうですか。いいですか。
- 子育て定住推進課長(村上 卓君)はい、議長。お答えします。本来であればですね、正規の方に 勤務していただけるという条件が整えばいいのかなというふうには思います。
- 町 長(橋元伸一君)はい、議長。現状ですね、先ほど来お答えしてますが、現状の各施設の子供 の入所定員に合わせた数は、今のところ何とかいるんですが、やはり先ほども言ったよ うにですね、何かあって休まれたりすると足りなくもなりますし、ですからそこのとこ ろもう少し余裕を持って保育士をですね、確保するように今努めてるんですが、なかな かと。ですから、最終的に足りない部分、足りない部分を、その会計年度で今補ってる 状態が続いているという状況です。
  - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。じゃあ、今度質問変え、そしてそういう方々に面倒見ていただいてるんです。その正規、任期、会計年度の差といいますか、その辺の基準ありますか。 待遇、処遇っつうかな、例えば期末手当とか、給料は何ぼとか、その辺のあれば明確に示していただきたい。

- 総務課長(大橋邦夫君)はい、議長。すいません、私分かる範囲で、まず正規の職員については、 一般職と同じ給与表で中級職という待遇になります。再任用は1人いますけども、あと 任期付職員については、給料表がまず違ってきますので、一般職との格付も、あと期末 勤勉手当の月数も変わってきます。さらに、会計年度はまた違う給与表となりますので、 ベースの給与表はまず正規職員、任期付、会計年度と違っております。以上でございま す。
  - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。それはちゃんと根拠を示すものがあっての話ね。というのは、 保育士さんだよね、一般行政職で多分決めらってんのは、保育所は、保育所はこうだよ と、何つうか、給与何だ、正規の何分の1とかね、何割とか何とかっていうような、決 められ方ではなかったかなと思っての話なんだけども、っていうのは、何で確認してか っていうとね、公募しても応募しない、中には任期付でも、会計年度にしてもね、これ 非常に低過ぎると。だから、来ないんでねえのっていうことを前々から言ってて、なか なかその辺の明快な答えがないから、こういう形で今確認してるんですけども、その辺 の根拠といいますか、どういう仕組みで対応してんだか確認します。
- 総務課長(大橋邦夫君)はい、議長。会計年度の給料についてなんですけども、各自治体、給与表のばらつきはあるんですけども、山元町ですと仙南亘理地区のほうでそれぞれの部門ごとに会議とかもありまして、その中で会計年度、保育士に限ってというわけではないですけども、会計年度であっては、ある程度バランスが取れているかなという、ばらつきは多少ありますけども、そんなに大きな差はないかなというふうに認識はしてます。
  - 8番(遠藤龍之君)もうなかなか、これは中途半端に終わらせておきたいんだけど、これには問題があると。今の説明でもね、これを保育士という限定してんだけど、保育士は少し違うんだ、ランクが違う。それぐらいの仕事、それに対する会計年度でもよ。でも、それに相応した報酬になってんのか、中身になってんのかということだけ確認したかった、まあ、いいわ、いいわ、もうそれで。で、ということで、そこに問題があるということをまず指摘しておきたいということと併せて、併せて、仕事の中身どうなってんのか、その区別っつうのは、ちゃんと基準示さってんのかどうか、確認します。
- 子育て定住推進課長(村上 卓君)はい、議長。正規職員とですね、会計年度の役割の違いにつきましては、クラス、いろいろそれぞれ担当するクラスがありますけども、その中で補助的な部分の仕事をしていただいているということになっております。保育に関するですね。主任の先生方が正規でおりますんで、その方々のサポート的な部分で勤務していただいているという状況になります。
  - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。疑うわけでねえけっど、それを示す、ちゃんとものはあんのね、 基準つうかね。はい、分かりました。それ、後で確認しておきます。同一労働、同一賃 金、ああ、ほいつわね、ということでね、内容を、あとやっぱり訴えたいのは、やっぱ り、それに割の合わない額になっているのではないかということを訴えておきたいと思 います。これも私も確認しながら、今の話ですね。

と、あとね、今せっつかったんですけども、まだまだ言いたいことあるんですが、やっぱり坂元地区のですね、建設というのは、もうこの間何回も出てきているわけですけども、申し訳ないけっど、これはもう検討する段階を過ぎています。はっきり言ってね。そこはね、明確にやっぱり金の問題、金の問題っていう話がね、随所に出てくるんだけども、必要なところには金っちゅうかね、やっぱり、そして今言ってるように、十分な

対応できてない、150に対して今でも152人ね。全体で、このつくし保育園とかなると、170名こんなにいるんです、まだまだね。というふうなことね、やっぱ健全な、本当にこの子供たちを守るということで、すくすく育てさせるという施設を確保ということであれば、もう検討する時期、時間はもう過ぎているのではないのかと私は強く訴えたいが、いかがでしょうか。

- 町 長 (橋元伸一君) はい、議長。そのように言われるの覚悟しておりました。私もそう認識しております。今までそちらの立場にいたときにですね、私もそういう形で、とにかく早く対応を取らないとということでですね、せっかく今山元町がいいと思ってですね、引っ越しとか定住を考えてくれている若い方たちもいると思いますので、そういう方たちがですね、もう諦めてよそに行ってしまわないようにですね、昨日も言いましたようにですね、産直も含め、今交流人口が増えて、山元町を見てくれる方が増えてきておりますので、そういうふうに見てもらっている間にですね、少しでも多くの方、受け入れられるような体制で、やっぱり若い人たちを受け入れるためにはやっぱり保育施設、そういうのはもう本当に基本的な大事なものなのかなというふうに思ってますので、これもですね、学校と一緒で早い段階で決断をしなくてはいけないというのは、自分の中では意識してまして、これもですね、何か時あるごとにちょっと相談をしている部分が今ありますので、もう少し時間をいただければと思います。
  - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。今の町長の言葉を固く信じて、ぜひこれは実現、早期の実現を 強く求めて、まだ時間がありますが、私の質問を終わります。
- 議 長(岩佐哲也君)以上で8番遠藤龍之君の質問を終わります。
- 議 長(岩佐哲也君) ここで、一般質問のため副議長と交代します。髙橋副議長、議長席にお着き 願います。

〔議長:退席〕

〔副議長:議長席へ着く〕

副議長(髙橋建夫君)それでは、引き続き一般質問を行います。

13番岩佐哲也君の質問を許します。岩佐哲也君、登壇願います。

13番(岩佐哲也君) 13番岩佐哲也でございます。令和4年第4回定例会において、一般質問を行います。

去る10月26日に起きた本町住民による町職員に対しての暴行暴言について、橋元町長は、今回の一連の暴行等は一応の決着をさせ、次回から毅然とした対応を取るとされていますが、これら一連の対応は、職員の意識の高揚や意思の疎通に欠け、町長に対する信頼が失われている、そんな対応ではないかと言わざるを得ません。

また、この暴行等に関する一連の議会への対応については、町長からの説明責任の欠如、町長の政治姿勢は議会軽視とも判断せざるを得ない。町長は、町政、町職員に対する最高責任者であることから、議会への説明責任や、職員が安心して安全に今後に専念できるような体制を整備する責務があると私は思うのであります。

今回の暴行等に関する一連の町の対応では、特にこれからの若い職員等が、不安を与える、等にね、不安を与える対応であったということで、決してこれで全てが終わったということにはすべきではないという観点から、今回の質問をどうしてもせざるを得な

いということで、私は質問することに決意したところであります。そういった観点から、 詳細について質疑をさせていただきますが、項目、大綱としまして10月26日の我が 町職員に対する公務中の暴行事件に関する町の対応についてお伺いするものであります。 まず1点目、事件の経緯、事実関係について、詳細の状況説明をお願いしたい、伺う ものであります。

2点目、事件についての町の対応、経過も含めて、詳細にということで、どういう会議をしてということで、こういう対応することに決まったのかについてお伺いするものであります。

3点目としては、町として公務を委嘱していることがないのかどうか。あれば、ある ということについてお伺いするものであります。

4点目は、今後町職員や議員等が安心して職務に打ち込める、そういう環境がこれで確保されるのかどうか、町長の責務として確保すべきだと思うのですが、確保されるのかどうかについてお伺いするものであります。

以上、細目4点についてお伺いいたします。

副議長(髙橋建夫君)町長橋元伸一君、登壇願います。

町 長(橋元伸一君)はい、副議長。岩佐哲也議員の質問にお答えをいたします。

大綱第1についてですが、本事案につきましては、既に相手方の謝罪を職員が受け入れる形で双方が理解を示し、解決しているものと町が判断していることをお伝えした上で、岩佐哲也議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、1点目についてですが、10月26日に町事業の経緯や計画案を説明するために、本庁職員2名が地権者の代理人の自宅を訪問した際に、相手方は、職員が説明などをするとすぐに激昂し、1名の職員の胸元をつかみ、部屋から外に出そうとする行為を取ったという事案であります。

次に、2点目についてですが、帰庁後、当該職員からの報告を受け、私と副町長の2人が相手方宅を訪問し、事実確認を行いました。このとき、相手方から当該職員に対する反省と謝罪の言葉があったことを直接確認いたしました。なお、当該職員に対しましては、相手方の反省と謝罪を伝えた上で、町職員を守るという約束をして、理解を得ているところであります。以上のことから、町といたしましては相手方の謝罪を受け入れ、当該職員もこの謝罪を受け入れたことから、本案件については総合的に判断し、解決したものとして対応しております。

次に、3点目についてですが、私的事案であること、及び個人が特定されるおそれが 十分に考えられることから、回答を控えさせていただくことをご理解願います。

次に、4点目についてですが、町長は町職員に対する安全配慮義務があることから、 先月14日の課長会議において、非違行為などがあった際には、管理職などが率先して 対応する旨の指導を各管理職にしたことに加え、町職員については、山元町行政対象暴 力マニュアルに基づいた対応が図られるよう、改めて周知徹底に努めてまいります。

町といたしましては、職員が今後も安心して職務に専念できる環境の確保に努めてまいります。以上でございます。

副議長(髙橋建夫君)13番、岩佐哲也君の再質問を認めます。

13番(岩佐哲也君)はい、副議長。まず初めに、既に相手方の謝罪を職員が受け入れる形で双方が理解を示したので、解決してるというのが、今の町長の説明だったと思いますが、他

の職員は、我々の議員のことを蚊帳の外で、何で全てが解決したと言えるのかね。それで、196名の職員を守れるのかと、今後も含めてね。安全確保ができるのか。私はここが1番の問題で、まずね。従来から数々の問題を起こしてきた人物です。今回、ついに暴行を働いた、暴行をやった人物である、暴行を働いた問題の人物の1人を守り、約200人の職員を見捨てるのか。そんな思いで、非常に残念。職員に対する職務中の暴行事件と思われるが、町長はこの件をどのように認識しているのか、まずお伺いしたいと思います。

- 町 長(橋元伸一君)はい、副議長。先ほどもお答えいたしましたが、この件に関しましては、双 方が理解を示し、解決しているものと私も判断しておりますので、回答は控えさせてい ただきます。
- 13番(岩佐哲也君)はい、副議長。町長はこの案件を私と話したときに、暴行事件として認識しているという話がありましたが、イエスかノーかで結構です。そういう認識をしているということでよろしいんですね。これ、前に確認してますけどもね、ここで再度確認しておきますが、そういうことでよろしいんですね。
- 町 長(橋元伸一君)はい、副議長。回答は控えさせていただきます。
- 13番(岩佐哲也君)はい、副議長。そういうことだと、隠蔽と取られてもしようがない。私に対してはちゃんと、私だけじゃありませんが、そういうことで確認してるんですからね。 副町長もおられたですね。

そこで、暴行事件として認識がされているということで前に伺っていますが、話の内容でね、個人をね、どうのこうの言うとあれなんで、まず町民、暴行を働いたとされる町民をAと、暴行を受けたと、胸ぐらをね、あれされて、先ほどありましたけど、説明行ったときにあいつだっていう、町のね、農林水産課の換地計画班の職員をBと、一緒に行った人をCという形で一応話を進めさせていく。そうでないと、個人がどうのこうのというのね、私はそんなことを言うつもりは一切ございませんので、まずA、B、C、あるいはさらにD、換地計画班の職員に私が本人に話を聞きたいからと言ったときにアポを取った職員をDという形で話をちょっと進めさせていただきますのでね、その辺をよろしくお願いします。(聴取不能の声あり)

- 副議長(髙橋建夫君)静粛にしてください。個人情報を遵守する立場から、発言に注意をしてくだ さい。
- 13番(岩佐哲也君) A、B、C、Dということで、形で、別に個人じゃなくて、暴行事件が起き たのが10月26日午前中と聞いてますが、これはまず間違いありませんか。確認だけ です。イエスか、ノーかで答えてください。
- 町 長(橋元伸一君)はい、副議長。回答は控えさせていただきます。
- 13番(岩佐哲也君)はい、副議長。事実を隠すということは、町長の大きな責任があるということだよ。回答を控える、回答を控えるっていうことは。前に確認してることのあれです。で、議員、議会にもね、30日話ししてるんじゃないですか、皆さん聞いてる話なんですよ、これね。ただ、議事録はきちんと載ってきませんので、ここは確認だけしてんの。いや、それは後で違ったと言われたら、私もね、責任を感じますから、まず事実の確認。もうみんな議員分かってる、説明受けてんですから。ただ、個人名は言いません。そのときは話ありましたけどね、私はあえて、こういう場ですから、個人名の質問は一切ありません。

- 町 長 (橋元伸一君) はい、副議長。今、岩佐議員がおっしゃったとおりですね、一度説明をして おりますので、それ以上の説明は差し控えさせていただきます。
- 13番(岩佐哲也君)はい、副議長。そういうことで、胸をね、つかんでということでは完全に暴 行という形ですが、それをですね、当事者Bが承認したから、これで終わりなんだと。 職員を守る町長としてね、そういうことでいいのかという非常に単純な、基本的なこと なんですよ。今度、たまたまいけたから、そういうことなのか。今度別な人がね、そう いうことやったときにも同じ対応して、謝ったからいいんだということで処理しようと するのかどうかね。非常にこれ、影響を今後しますよ。そういうことでいいのかどうか という基本的なことだけちょっと確認。多分、そんなこといいとは思ってないと思うん です、私もね、うん。だけど、そこまで控える、控えると言われると、どうしてもそこ まで言わざるを、本当はこんなこと言うつもりなかったんだけど、余りにも町長がね、 控えます、控えますという回答なもので、そこだけはしっかり、いいはいい、悪いは悪 い、してもらわないと、一番心配するのは、職員がね、町長からみんな気持ちが離れて いってしまいますよ。そうすると、町の仕事に大きなマイナスになるという心配で申し 上げてる。そこはきちんとすべきだと私は思いますね。町長はそうは思ってないと思う んだけど、立場上ね、だったものです、町長の立場も分かりますけども、やっぱりいい はいい、悪いは悪い、きちんとけじめをつけるべきだと私は思うんですね。町長のご所 見をお伺いします。
- 町 長 (橋元伸一君) はい、副議長。隠す気も何もありません。先ほどですね、皆さんの前でご回答したことが全てですので、それ以上、ご回答を差し控えさせていただきます。職員に対しても、ちゃんと守るという約束もしたということも答えておりますので、以上です。
- 13番(岩佐哲也君)はい、副議長。そういう、表面上はね、回答いただきましたが、実際はそういう体制に全然なってないでしょうと。

昨日ね、我が同僚議員の伊藤議員が質問しましたね。現在抱える課題をね、するためにどうすんだと。町長は明確に答えた。昨日のこれに答えてますよね。町長は職員の働きやすい環境づくりに、業務を通じながら、諸課題の解決に向け鋭意努めてまいりますと明確に昨日答えた。たった昨日の話ですけども、それに対して今取っている対応はね、そうなってるのか。正直言いまして180度違う対応してると私は思わざるを得ないんですね。悪いけど、これで解決したんだ、もうこんなの問題にしない、口に出さない。まあ、口に出さないとは言わないけども、そういう感じがしてならないんです。まともに答えないってことは、そういうことですよね。

大体、町長はね、そういう事でね、職員とか、町民は納得するのかどうか。私は理解しないと思う。ここはね、やっぱり人間ですから、いろんな判断ね、その時々に誤ることもあると思うんですね。これについて私は、個人をね、どうのこうのつもりありません。問題は、ね、孔子も言ってますけど、罪を憎んで人を憎まずと言ってんですよ。罪が問題なんです。私はAがどうのこうのって、Aはね、立派な、いろいろね、地区のために頑張っておられる立派な人だと思う。ただ、一つだけ問題なのは、どうしても暴言を吐いたりね、往々にしてそういうことがある。何回もあるって、町長も知ってると思うのです。私も、こんなこと言いたくないんですが、10月のね、15日だったかな、宮城病院のクリーンの時にも、町長のいる前で私もわっとね、いろんなことを言われました。言い合いがありました。そんなことがいっぱいあるんですね。それで、これが、

いずれこんなことでは暴行とかなんかにならなきゃいいなという心配してたんですが、ついに今回は職員に対する暴行、民間人同士じゃないんです。公務執行妨害ですね、はっきり言えば。公務中に起きたことですからね。それを町長が、そのままでいいという判断するというのは、町長としては、やっぱ判断がおかしいんじゃないかと申し上げざるを得ないんですが、再度、町長、それをどう思うのかね、お答えいただきたいと思います。

- 町 長(橋元伸一君)はい、副議長。先ほどから何回も言ってますけれども、初めに説明したことが全て、先日皆さんの前で話したことが全てですので、それ以上、回答を控えさせていただきます。
- 13番(岩佐哲也君)はい、副議長。ですから、先ほど申し上げましたけど、1人の、ね、町民、これは守るのは大事ですよ。守って、ほかの職員とかね、何も守んないのかと。蚊帳の外でほっといていいのかというのが一番私はそこが心配。と同時に職員もさっきも何回も言いましたけど、職員の気持ちが離れていったら、町長はもっと大変苦労しますよと。町長、幾らあれやれ、これやれって言ったって、本当に表向きはやるかもしらんけども、本当になって、町長のため、町のためにやるという職員がね、そういう環境でなくなっちゃうんじゃないかと心配して、そっちのほうがロスが大きいですよということをあえて申し上げざるを得ないんだけども、言わしてもらって、何とか考えていただきたいと。そういう考えになりませんか、ありませんか。あくまでもこれでいいんだと、考え直す必要ないということなのかどうか、改めてもう1回だけ。
- 町 長(橋元伸一君)はい、副議長。大変申し訳ありませんが、回答は控えさせていただきます。
- 議 長(岩佐哲也君)はい、副議長。いや、それで世の中まず通らないと思うんで、それだけは申し上げておきます。そんなことではね、もう隠蔽と取りますからね、いいんですね。 それでですね、その後の対応、2番に入りますけども、その後の対応ね、これはどういう会議とか、あれでやったのか。まあ、感じからするとね、感じだから申し訳ないけども、恐らく町長、副町長、総務課長の3人だけでこの処理に当たったのかなと。本来であればきちんと対応すべき、もっと言うならば、なぜ第三者、弁護士とかね、そういう人を介して、公平にね、きちんと対処できなかったのか、しなかったのかっていうことをまず確認しておく。町長どうだったのか、お伺いします。
- 町 長 (橋元伸一君) はい、副議長。これもですね、余計なことは控えさせていただきますが、一 応弁護士にはちゃんと相談をしております。
- 13番(岩佐哲也君)はい、副議長。それは後からでしたでしょう。11日解決したというこの前 の話がありました。その以前の話、起きてすぐの話ではないでしょう。どうなんですか。 いつから弁護士相談したんですか。
- 町 長(橋元伸一君)はい、副議長。回答は控えさせていただきます。
- 13番(岩佐哲也君)はい、副議長。全て、何か残念ながら、回答は控えるということは、完全に 隠蔽と取らざるを得ないんですが、残念ながら、こういうことは言いたくはないんです が、そう取らざるを得ないということだけ申し上げて。

それで私はね、なぜ弁護士とかに相談しなかった、第三者にきちんとやるべきだった。 多分ね、私はこれ臆測ですが、弁護士だったらば、Aも救う、Bも救う、Dも救う、職 員も救うという方法を提案したはずなんですよ。さっきも言うように、Aを救う、当然 これは救う、名誉、どうのこうの。だけど、職員とかね、我々議員もわーわー言われて、 議場でもね、涙流した議員もいるんです、残念ながら。その議員に言われてね。町長も経緯は知っているはずだと思うんでね。そういうことが積み重なってるから、たまたま今回だけというんじゃなくて、そういうこと何回かあって、これに続く今回の事件につながってるんで、これを止めるというのが、町長、特にね、親しくお付き合いだと思うんだけども、親しければ親しいほどここで食い止める、手を差し伸べるってのがね、本当のあれだと思う。なぜその仕事をしなかったのか。と同時に、何回も言うけど、職員のことをね、守るという、これをそっちのけにして、何でこういう、これで解決したんだ、解決したんだというのかね、そこは私も納得できないんで、そこを明確に説明。

- 町 長 (橋元伸一君) はい、副議長。一つだけ言わせていただければ、ごまかす気も何もありません。ちゃんと両方、両方といいますかね、職員も守る、全てそのつもりでやっております。それ以上のことを、回答はですね、差し控えさせていただきます。
- 13番(岩佐哲也君)はい、副議長。中国のね、三国時代の蜀の諸葛孔明がね、泣いて馬謖を斬るというような故事もあります。たまたまこの前の日曜日、これと同じような、NHK大河ドラマ、夜8時からですかね、見てましたらば、鎌倉殿の13人、そのときも同じようなのやって、身内だけども泣いて、組織を守るために泣いて身内を処分したと。それが全体のための結果だと。今回も同じようなこと。1人のためにね、ほかのチームワークを乱すということにならないようにね、なぜこう、個人とか、さっきも言ったように弁護士とか相談すれば、そういう対処方法はあったはずなんだけども、なぜ相談しなかったのか、非常に残念でならないんですが、再度そういう昔の故事に、あるいは昔まで行かなくともね、去年暴行事件がありましたね、あの子育て定住のなんかにも、一般町民がね、保育所のあれで、来て、物を投げた。これは弁護士を通じて解決したんですね。だから、なぜそういうことを参考にしなかったのかなと、これだけ。
- 町 長(橋元伸一君)はい、副議長。回答は控えさせていただきます。
- 13番(岩佐哲也君)はい、副議長。残念ながら、これに対しても全部回答は控えさせていただきますということで、何か全部隠蔽ということで取らざるを得ない。こんなこと言いたくはないんだけども、そう取らざるを得ないということだけ申し上げて、3番目のほうにちょっと移らせていただきます。

これは何もさっきの回答だとね、個人が特定されるからという、これは職務を依頼して、一つしか、1人しかいない職務を依頼してるのか。そんなこと聞いてるわけでもないし、私も何を依頼してるというのを聞くつもりもない。ただ、町として依頼してる職務があるのか、ないのかということを聞いてる。まず、あるのかないか。私はあると聞いてるんですが、その確認でしているんですが、町長、いかがですか。

- 町 長(橋元伸一君)はい、副議長。回答は控えさせていただきます。
- 13番(岩佐哲也君)はい、副議長。非常に町長、重い発言だと思いますよ。私は、これは何も固定、確定、個人なんか特定はされないと思います。別にね。何を聞いてるわけじゃない。 ただ、そういうものがあるかないかと、職務。

なぜ聞いてるかというと、2つ問題ありまして、1つは、あると、あると私は思ってるんですが、間違いなくね。ただ、確認をしただけ、あると。すると、その方には、Aという方には、当然税金から手当何々払っていますね、年間幾らとか、あるいは1回幾らとか知りませんけども、払ってると思うんですね。そういうことをね、問題を起こしてながら、そういう人に、今までは一生懸命やってもらった、これはいいんですよ、今

までのことを言っているのではない、今後ですね。そういった方に、税金、汗水垂らして、血の一滴の税金を納めた中から、そういった方にね、手当を払っていいのかどうか。 町長はどう思います、この件は。

- 町 長 (橋元伸一君) はい、副議長。余計なことは控えさせていただきますが、犯罪ということで あればですね、やはり委嘱なり、町からのというのは考えなければいけないなというふ うには思います。
- 13番(岩佐哲也君)はい、副議長。犯罪とかなんかになればね、私はそれは申し上げるつもりありません。これは司法のこと、司法、立法、行政、独立してんですから、我々行政の場合ね、どうだこうだというつもりはありません。ただですね、公務員に対する暴行ってのは、もう完全に犯罪、一般にね。刑法95条にちゃんと規定があるんですが、これはご存じだと思うんで、あえてね、ここでは言いません。それについて触れるつもりありませんが、それに適用するようなね、事案だということだけ申し上げおきます。私がどうこうせいということはない。この前もちょっと話聞きましたが、事件あったときに、Bという人間はね、襟元つかまれて、外に出されて、出そうとされたときに、訴えるぞと、当のAに対して言ったということも何か聞きましたけどもね。恐らく、そういう気持ちはあると。それはね、そういう気持ちがあったと思う。ただ、これについて深くどうのこうのね、言うつもりありませんが、結局ね、結局ね、いや、言ったらもっと突っ込みますよ、本当は。だけど、それ以上は突っ込む材料は私も、10人以上、いろいろね、根拠、情報集めましたから、私も責任ある以上ね、そんな無責任な、事実でないことを申し上げません。まあ、そういうことでね、大きな問題で、それを見逃してあれするということは、非常に大きな、今後にね、悪影響を及ぼす。

で、さっきの話に戻りますと、職務を税金で払っている、これは1点目。2点目、どういう問題あるかというと、町で職務委託しているんであればね、その方は、Aという方は、その仕事のためにね、一生懸命やろうとすればそれほど町に行きますよ、職員のとこにも、窓口に来ますよ。そんときに、今までそういうことが再三あったのにね、今度そういうことがないということは、言い切れないと思うんです。町長、ちゃんと保証できるんですか。暴言吐いたりね、下手すると暴行までつながるかもしらんという、そうさせないためには、町長、きちんと、やっぱり毅然とした対応を取ると言っているんですから、そういうことをすべきだなと私も、どう見たって、誰見たって、そう思うと思うんですが、その辺については町長どう思いますか。

- 町 長 (橋元伸一君) はい、副議長。一番最初に私も答えましたが、双方が理解を示し、解決をしているものと判断しておりますので、回答は控えさせていただきます。
- 13番(岩佐哲也君)はい、副議長。これ以上ね、あれしても全部回答を控えるという、何か誠意のない回答と言わざるを得ない。隠蔽と言わざるを得ないという残念な。

最後に申し上げます。時間もね、あれですから、最後に申し上げますけども、やっぱり先ほどちょっと申し上げましたように、このままでは、職員が安心して仕事に打ち込めないと。それが目に見えない大きなマイナスになると、町にとってね、町政運営について、町長も非常に打撃を受けると思いますよ。みんな気持ちが離れちゃったらば、町長幾らあれしたってね、幾ら政策出したって、あるいは町長が何かいい案出したって、本気になって考えてくれるかどうかという心配がありますね。そういうことのないようにすべきだということを申し上げる。

それで、なぜ私がこんなにして、普通でないようなことまで取り上げなきゃなんなかったのか。私がこの情報を知ったのは10日の日です。それで、確信したのが11日です。後で聞いた話は、11日にたまたま町長、副町長が行って、向こうの、謝ってきたから、これで解決したというのが11日だという話も聞きました。その後、町長とも13日、ひだまり館でお会いしたけど、別な用件は話したけど、一切町長からのこの話はありませんでしたね、残念ながらね。その後、少年野球のときも、1時間ぐらいご一緒させていただきましたけど、全然そのときもこの話もなかった。私が信頼ないから、話せなかったんだろうと。そのときにでも話があればね、私もアドバイスして、非常にあれですが、弁護士さんと相談したらいいんじゃないすかぐらいのアドバイスしようと思ってたんですが、いわゆる都合悪いということなのかどうか知りませんけど、一切私にも、それから議会にもずっと話なくて、最終的に来たのが28日で、ぎりぎり28日、29日からこの一般質問締切りありますから、28日までは、このままではだめだ、対策考えて、お返事お願いしますよということを申し上げたんですが、いいとも悪いとも一切28日までもご返事いただかなかったと。残念だと。非常に私は残念だ。万やむを得ず、私もこれは質問で取り上げざるを得ないなということになった。

最後に申し上げます。いろいろ我々議会は決まりに基づいてね、やってます。もちろん基になるのは憲法だし、地方自治法です。山元町では、最高規範として基本条例というのを制定した。基本条例の冒頭にこのように書いてあります。地方議会は地方分権の時代になって二元代表制の下、地方公共団体事務執行の監視機能の役割を十分発揮しなければない。監視機能、そういう意味で私はこのままでは駄目だということで、監視機能を発揮すると。議員としてね、やるべきことを、どうしてもやらざるを得ないということで、この場に立たせていただいて、これはこのままでは終わりませんので、解決するまで監視機能、十分発揮すると、取り上げていくということを最後に申し上げて、私のこの件に対する第1回の質問、結構です、もう回答控えるしか出てこないなら、これで私の一般質問、これはしっかり取り上げますよということだけ、このままでは終わりませんよってことだけ申し上げて、私の一般質問を終わります。

副議長(髙橋建夫君)13番岩佐哲也君の質問を終わります。

副議長(髙橋建夫君)ここで議長と交代いたします。

〔副議長:退席〕

〔議長:議長席へ着く〕

議 長(岩佐哲也君)以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は12月9日金曜日、午前10時開議であります。 お疲れさまでした。

午後3時38分 散 会

上記会議の経過は、事務局長桔梗俊幸の記載したものであるが、その内容に相違ない ことを証するためここに署名する。

議 長	
署名議員	
署名議員	